

でございませう。

ただ、これを具体的に実施してまいらるにつきましては、技術的ないろいろな面でもむずかしい問題が非常に多いということが、当時いろいろな面から指摘されたわけでございませうが、その点をかいつまんで申し上げますと、まず共済を実施いたしますほうからみますと、水稲のような非常に収量も多いし、全国的に規模も大きい作物に比べますと、畑作物というのは、全部取りまめれば相当な量になりますけれども、一つ一つの作物をとって考えてみますと、収量からも作付面積からもかなり面積が小さくなりまして、しかも非常に多種多様にわたるわけでございませう。そういうものにつきまして共済をやっていくとしますと、やはりそれについて共済の前提となる、たとえばいままでの収量の統計をまず固めるとか、被害の統計を固めるとか、それによって基準となる収量をきめていくとか、いろいろな作業が伴うわけでございませう。そういう非常に多様なものについてそういう作業を進めていくことは、技術的にも、経費の点からも、人員の点からも、いままでも米については古くからの蓄積もございませうが、そういう蓄積もないものとしては、その点で非常に技術的に手数がかかってむずかしい問題があるという点が一つございませう。

それと関連いたしますが、畑作物の場合には、米のように同じ水田で毎年毎年米をつくるということじゃなくて、ある畑でこしは大豆をつくれば来年はそこで野菜をつくるというふうに、作付体系が変化してまいらるわけでございませう。そういうしますと、同じ作物を取り上げまして、前に何を一つつかうかということであつた作物の種類に変化があるとか、あるいは同じ大豆なら大豆をつくりまして、こしをつくられた畑と来年つくる畑とは違うところにつくるというようなことから申しまして、基準収量などを固めてまいります場合には、水田なんかには比べると、非常にフレが大きいというふうな難点がございまして、そういう点から実施の準備をするために非常に手数なり時間が

かかるという点が一つございませう。これが共済を実施するほうから見たおまな問題点でございませう。

逆に今度は、共済を実施してまいらる農家の側から見た問題点、まあこれはお互い表と裏で関連するわけでございませうけれども、農家のほうから見れば、当然共済というものは実施する場合には、その掛け金というのは、農家がこれならば払つても損はないと思ふ程度の安い水準のものでなければならぬし、それに対してもらつて共済金というものは、これだけもらえばとにかく一応経営の安定ができるという程度のものでなければならぬわけでございませう。そういうことを考えます場合に、先ほど申しましたように、畑作物というものは一つ一つの作物を取り上げますと非常に多岐にわたりますために、その一つ一つの作物をとって見ますと、米の場合に比べて、そういうものに対してぜひ共済をつけてもらわれないと経営が非常に不安定になるとか、あるいはこれならば喜んで掛け金を出せるというふうな共済に対する需要の程度と申しますか依存の程度も申しますか、これが一個一つの作物ごとにばらばらしてしまうと、どうしても低くならざるを得ないという点があるわけでございませう。ただ、これを畑作物全体に取りまめますればかなり大きなものになるわけでございませうけれども、それを取りまめていくとしますと、いままでの共済のようになつて、一つ一つをばらしたやり方ではなかなか対応できないという面がございませうので、その点をどうやって踏み切るかという問題があるわけでございませう。

また、これと関連いたしまして、所得補償なり経営の安定という面から見ますと、畑作物につきましましては、ことに豆類ですとか野菜などにつきましては典型的なものでございませうが、非常に価格の変動が多いわけでございませう。ところが、農業共済というのは、いままでも価格というものは一応度外に置きまして、もっぱら収量がどれだけ減収になつたかということと共済金を出すというたてまえをとつております。その点で、そういう収量だ

けで見てもまいりますと、所得の安定という面から見ると、価格の面を無視することは非常に不十分であるという点がございませうので、価格の対策というものとそれをどうやってあわせて考えていくかという面での配慮が、水稲の場合なんかよりもっと強く必要になるという面がございませう。

そういうような面から、いまの災害補償の中でうまくこれを制度に乗けていくためにはいろいろ考えなければいけない問題点があるというふうなことから、当時小人数で、かなり自由な勉強会みたいなものでございましてけれども、いろいろ議論しましたときにも、こうやれば非常にうまくできるというふうな形がなかなかすばつと出るところまでいかなかったわけでございませう。当時は、もう七、八年前のことでありますから、いまだ事情もだいぶ違ふ面もございませうけれども、たまたまそういう面でも前か一番熱心にやっておられましたのが北海道でございまして、北海道の当時の農協の課長さんがやはりその研究会のメンバーということで参加いたしまして、いろいろ事情なんかもお聞きしたわけですが、そのときに北海道として、とにかく農林省が踏み切らなければ北海道だけで何とかがやってみて、次の段階につなげるのだというところで、お進めになるいろいろな案をおつくりになつて、その案をいろいろ私も伺ひながら、北海道のようなそういう非常に熱意に燃えたところでもまずそういう実験が行なわれるならば、それが全般的に広げるにもいろいろな役に立つだろうというところで、その実験を見守るということとで、当時の議論はそのまゝになつて、はつきりした結論を出すというところまでいかなかったわけでございます。

そういうふうな点をとつて今日とられております法律案を考えてみますと、当時と畑作の位置につきましましてのいろいろな事情も変わつてまいりましたし、農業に対する要請の度合いも非常に強くなつてまいつたと思ひますし、それから沖繩が復帰して、サトウキビというものが当然考えなければいけない科目として大いに取り上げられてま

いったというふうなこともございませう。それからやはり北海道でなされましたという実験の成果が、今度の法案を準備される上にならぬいろいろ参考になつたのではないかと、私、想像いたします。

そういうふうな点から、今度こういう法案が畑作物について初めて出たということ自身は、いままでもそういうことではないがしろにされては畑作物に対して突破口を開いたという意味では、大いに歓迎すべきというか評価すべきことだと思ひますけれども、先ほどの価格との関連でございませうと、畑作物の体系がいろいろ影響を合つて、収量なり作付体系のいかんによつてお互いのその収量を被害なりに相互に影響を合つて、そういうものを一体としてどうやって関連づけて災害に対処するかというふうな点から申しますと、まだ解決できない面が残つてゐるのではないと思ひます。これはいろいろ統計も不備でございませうし、実験しながらでなければわからないという面もございませうので、これですぐに畑作の問題全部が解決つくというわけにはいかないと思ひますけれども、第一歩を踏み出したという意味では、大いに評価をいたしたいと思ひますが、これで畑作としての万全な体制が整つたというふうにはなかなか言えないというのが、一言に申せば、私の感想でございませう。(拍手)

以上でございませう。(拍手)
○佐々木委員長 次に、長畑参考人をお願いいたします。

○長畑参考人 北海道の長畑でございませうが、若干意見を申し上げさせていただきますと思ひます。

まず、北海道の畑作農家が長い間実現を望んでおりましたこの共済制度がいよいよ制度化されようとして、本日この委員会等で御審議いただきますことを厚くお礼申し上げる次第でございませう。北海道のことのみ申し上げましてまことに恐縮でございませうけれども、御了承いただきたいと思ひます。

特に北海道の畑作は、御承知のように、大体三十五万ヘクタールといっておりますけれども、いま対象になっております五作物だけでも二十五万ヘクタール持っております。非常にそのウエートが高いわけでございまして、畑作農家の期待は非常に大きいということから、ぜひとも今国会で成立をしていただきたい。これはお願いでございませうけれども、よろしくお願いを申し上げる次第でございます。

しかし、私はここで申し上げるのはどうかと思いますけれども、平素の持論でございますのでちよつと申し上げたいと思ひますけれども、私は共済をつくる以前に、畑作振興対策としての共済以前の問題がありはしないかということを実はかねてから考えておるわけでございます。それは、畑作を振興させる唯一の基本であるところの価格支持制度を強化する必要があるんじゃないだろうか、また輪作体系の確立、さらに経営規模の拡大、あわせて流通機構の合理化、こういうような畑作振

次に 本論のほうを簡単に申し上げてみたいと思ひますけれども、これは農林省の出されております案に基づいてちよつと意見を加えたいと思ひます。

〔委員長退席、山崎平一委員長代理着席〕
これをどうとらえるのか、その辺がわかりませんから、どうもきょうは正確に申し上げられませんが、これも、これらが入らなければ意味がない。しかもピート、パレイショにつきましては、それ以後は徹底的な防除もできますし、冷害はあまり心配ございません。さすがは寒地作物です。したがって、冷害を受けての被害というものはございません。前段申上げましたことが被害の一番大きな要素でございますから、これをひとつ入れていただきたい、こういうような考え方を持っております。

それから、てん補方式につきましては、いわゆる足切りについてのパレイシヨ、てん菜が二割、豆類が四割、そのほかにオール三割というような選択制がとられるようになっておると思いますが、けれども、私はいろいろな角度から考えまして、てん菜、パレイシヨの足切りは二割でもやむを得ない、こういうふうに考えておりますけれども、豆類の足切りが四割というのは非常に強いのか、なかりうか、むしろこれは三割くらいにするのが妥当じゃないか、こう考えております。

それから、相殺関係、増減相殺という形になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、品目が非常に多い、面積も広い。この相殺につきましましては、保険理論としては私は合うと思ひますけれども、損害評価をする実務上に非常に困難な問題があるというようなことから、私は基準反収を上限とした半相殺にするのが適切ではなからうか、こういうような、過去の経験等から意見を持つております。

—

欲をいいますならば、少なくとも試験といえども果樹並みの国庫負担があつてしかるべきであらう、こう考へておりますが、ただ問題は、こういうことは北海道に限らず、ほかの府県でも、お茶であるとかあるいはイグサであるとか、いろいろなものがあつてまいらうかと思ひます。したがひまして、ローカル色を帯びるようなその地帯の特殊農産物を育成するための手段、措置にもなるかというように考へますので、これはやはり都道府県の助成等を得て、そして農家負担を軽減する方向に当初持つていくべきであらう。しかし、本格共済になつたならば、しかるべき国の補助金を出していただくことが共済をりつぱに完成するための農家への方向ではなからうかというように考へております。

それから、損害評価の問題でございますけれども、前段申し上げましたように、損害評価がこの山場であらう、これを採用する一番ポイントになるであらうというふうに私は考へておりますが、先ほど申しましたように、作物の種類が多いとかあるいは収穫期間が長い、さらに対象地が多いといふようなことで、これを厳密にやりますと、多数の人員と経費がかなりかかってくる、したがつてコスト高になつてくる、こういうようなことが出てまいらうかと思ひます。しかし、いかにコスト高になるといふにしても、保険の仕組みの上からいいますと、適正公平な評価が行なわれ、その上に立つて支払いが行なわれなければならぬ本筋を持つておるわけでございますので、これをやるのにおそらく損害評価要綱等として十分考へていただいておりますけれども、十分この点については政令、省令の中でやりやすい仕組みの、あまりコストのかからない納得のいくような損害評価要綱をつくつていただきたい、かように考へておるわけでございます。

それから、責任割合の問題でございますけれども、これにつきましては、組合が通常の一割、連合会が九割、さらに再保険分については国が七割で連合会が三割、こういうふうになっております

が、これは実は私はどの程度がいいのかということとをいろいろの角度から検討いたしましたけれども、初めて出発するのであるし、過去のものを拾ひ上げて調査いたしましたもなかなか出てまいりません。したがひまして、結論といたしまして、私はこういう考へ方を持つております。初めて出発する組合に、あまり大きな責任を持たしては組合が困るから、一割、九割はしかるべきであらうというふうに考へております。それから国の七、三の割合でございますけれども、それほどの程度がいいとは考へが実は出てまいりません。しかし、これは保険の仕組みからいまして、単年度のことは私は申し上げません、長期バランスの中で保険収支が償えるような形の責任割合でなくてはならぬ。もし連合会が三割を持つのが少なければ四割になつてもよろしいのですけれども、それは他の農作物であるとか、家畜のいわゆる収支を食うような形ででき上つたのでは困る、いわゆる畑作は畑作単独の経営の中で、保険収支の中でまかなえるような形のものをつつていただきたい。したがつて、それが那邊にあるかということについてはいまここではちよつと申し上げかねますので、十分考へていただきたい、かように考へる次第でございます。

あとは試験期間が五カ年というようにすることであれでございますけれども、これは北海道だけの言い分になるかもしれませんけれども、先ほど申し上げましたような九カ年の試験期間も持つておりました、ある程度の資料等も持つておりますので、できることなら三年ぐらいに縮めて本格実施に踏み切つていただけないものかという希望を申し上げるわけでございます。

最後に、一言申し上げたいと思ひますことは、いろいろ北海道も共済制度ではたいへん皆さんのお世話になり、恩恵を受け、北海道の農業基盤もある程度確立の方向に向かつております。心からお礼を申し上げる次第でございますけれども、ただ、考へますと、最近の農業事情の変化、あるいは経済事情の急速の変化というふうなものから、

農家経営安定というようにことを目途に考へた場合には、従来の収獲保険では十分じゃなからうか。時代の変化、情勢の変化等によつてさらにそれを一歩前進させまして、収獲変動を従来どおりやることは当然でありますけれども、それに価格変動も加味された形の制度に発展させるべきじゃなからうか。このことは単に畑作の共済だから申し上げるわけじゃございません。全共済ともそういう方向にすでに向かう時期に来ておるんじゃないかというふうな考へ方を自分の意見として持つておりますので、御要望を申し上げる次第でございます。

どうかひとつ皆さん方の深い理解と英断をもちまして、長い間北海道が待ちこがれておりました畑作共済制度が必ず今国会に成立するように格別の御配慮をちょうだいいたしますことを特にお願ひを申し上げます。意見の開陳を終わらせていただきます。どうも失礼いたしました。(拍手)

○山崎(平)委員長代理 次に、比嘉参考人にお願ひいたします。

○比嘉参考人 沖縄県の農林水産部長の比嘉でございます。

沖縄県の基幹作物でありますサトウキビを共済目的に含めました畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案を御審議されるにあたりまして、貴重な時間を割愛されましてサトウキビの主産県であります沖縄現地のお願ひを申し上げる機会を与えていただきましたことに對しまして衷心から厚く御礼、感謝申し上げます。沖縄県の農業の現状、主としてサトウキビを中心として申し上げます。まず、県民所得に占める農業の地位を見ました場合、農業所得は昭和四十年の百七十九億から昭和四十六年度には百九十八億となり、年率わずかに一割の伸びしかなく、同年度間における県民所得の伸びが年率一七％にも及ぶ高い伸びであつたために、農業の地位は一四・六％から六・四％に低下しております。

業の地位は、一貫して五〇％以上を占めておりますので、きわめて高い地位であると申せます。特に砂糖につきましては生産が停滞しておるにもかかわらず、総輸出入額の四三％、これは昭和四十六年度でございますが、四三％を占めるなど、本県経済におけるところのサトウキビの重要性をうかがうことができてと思ひます。

また、農業生産について見ますと、その生産額は野菜、畜産等の生産拡大によつて、昭和四十年の二百二十九億から昭和四十六年度の三百三十億と、年率六・三％で拡大しておりますが、基幹作物でありますところのサトウキビにつきましては、生産が近年停滞いたしております。そのため農業生産額に占めるところの地位は、昭和四十年の五〇％から四十六年度には三九％に低下しておりますけれども、本県農業におけるところの重要性につきましては変わりがございません。

さらに土地利用について申し上げますと、耕地面積は昭和四十年の五万ヘクタールから昭和四十六年度には四万七千ヘクタールと六％減少いたしておりますが、作付利用面積は野菜等の拡大によつて横ばいに推移しているため、土地利用率は一〇・五％から一〇・九％に高まっております。なお、普通畑作面積に占めるところのサトウキビ作の割合は、昭和四十六年度におきましては八三％を占めておまして、本県の耕地面積の大半を占める重要な作物であります。

また、農家の農業収入におけるサトウキビの地位について見ますと、一貫して四五％以上を占めておるなど農業経済においてきわめて高い地位を示しております。

以上、申し述べましたように、本県農業におけるところのサトウキビの地位は、本土の水稲にも匹敵しておりますが、本県農業の基幹的役割を果たしてまいりましたが、今後においてもその地位に変わりはございません。

しかしながら、サトウキビ生産は、国際市場における砂糖に対する国の保護策によりまして生産が維持されてまいりましたが、一方、本県におい

て無視できないのは、干ばつ、台風等自然災害によるところの生産の減退の問題でございます。本県のサトウキビ生産につきましては、価格支持政策と相まちまして、サトウキビ共済制度化につきまして再三にわたり農業団体から要請もされたのでございますが、復帰前のことでありまして実現できません。サトウキビ共済制度化という問題は、沖縄農民の長年の宿願であつたわけでございます。幸いにサトウキビを共済目的に含めました畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案が今国会に提出され、御審議の運びとなつたことに對しまして、関係各位に深甚の感謝を申し上げる次第でございます。

沖縄県内における農業の立地条件も、沖縄本島と先島離島間ではかなり相違がございます。農家の経済力におきましても格差が生じておりますので、この法案の御審議の節は、特に次の事項につきまして要望申し上げたいと存じます。

畑作物共済契約者に共済掛け金の三割にあたる交付金を補助し、加入奨励を行なうことにいたしておりますが、農作物共済においては国庫の負担が六〇多にもあたる手厚い助成を行なつてゐる点からいまして、畑作物共済におきましても国の助成を増額していただき、畑作物に加入しやすきよう共済掛け金の軽減をはかつてもらいたい。

次に、無事戻しの方針を明確にしたい。次に、農業共済組合あるいは同連合会の事務費につきましても十分に助成をはかつてもらいたい。

以上であります。この法案は沖縄農業史上二ページを画するほどに基幹作物であるところのサトウキビの共済制度の新発足になつてゐるものであります。このような意義を持つ法案でございますので、多少の論議は別といたしまして、今国会で立法化が実現いたしますように切に沖縄県のサトウキビ共済制度の立場からお願ひ申し上げたいと存じます。

以上で終わります。(拍手)

○山崎(平)委員長代理 以上で参考人からの御意見の開陳は終わりました。

○山崎(平)委員長代理 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柴田健治君。

○柴田(健)委員 参考人の方は北海道から沖縄、また専門的に御調査いたしておる橋先生、各位、御遠路のところおいでいただきまして、貴重な御意見をお聞かせいただきましてほんとうにありがとうございます。お礼を申し上げます。

私、与えられた時間に簡単に要点だけをお尋ね申し上げて御意見を聞かしていただきたい、こう思ひます。

まず沖縄の農林部長さんにお尋ねしたいのですが、沖縄が二十六年間の長い間アメリカの占領政策によつて相当のギャップが出ておる、こういう判断を私たちがしておるわけですが、その二十六年間、いろいろな民族の支配下の中で沖縄の農民の皆さんが非常に苦しんでおられた、そしてその上に台風常襲地帯というような気象条件に長い間悩まされた歴史もこれあり、いろいろと苦しんでおられたことは重々承知いたしておるのですが、たまたまこの畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法という法律が今度新しくできるわけですが、これによつて沖縄のサトウキビというものを対象物件として私たちが取り扱うということになってまいりました。

この際、沖縄で、二十六年間のこの空白の中で何が一番おくれでおるのか。いろいろあるでありますが、私が、私たちが見れば、基盤整備がおくれしておるのではなからうかという気がいたします。この基盤整備について沖縄県としては相当の努力をされておられますし、また今度復帰に伴つて日本の予算で重点的に取り扱う、投資するという考えを持っておるわけでありまして、しかし、二十六年の間のおくれというものはそう簡単に取り返しがつかない、こう思ふわけでありまして、そういうことで、四十六年度は四万七千ヘクタール

という耕地がある、こう言われましたが、その基盤整備の状況がどの程度に進んでおるのか、どの程度までおくれでおるのか、そういう点をまずひとつお聞かせを願ひたい、こう思ひます。

○比嘉参考人 お答え申し上げます。

基盤整備の達成の状況でございますけれども、基盤整備と申ししても、業種ごとにはいろいろのものがございまして、一番大事なのはかんがい排水施設でございます。で、かんがい排水施設の基盤整備の現状について申し上げます。

沖縄におけるところのかんがい排水施設の整備の状況は、ほんとうに未整備の状況でございます。例年干ばつ等の被害を受けて生産を低くし、それが他産業との格差を拡大させる要因になっております。昭和四十六年度までに実施いたしましたかんがい排水事業面積は二千九百三十二ヘクタール、これは要かんがい排水面積四万三千二百十ヘクタールに比較してわずかに六・八割という低い達成率を示しておるわけでございます。

さらに圃場整備事業でございますけれども、圃場整備事業も同様でございます。四十六年度までに実施されました圃場整備面積はわずかに一千七百五十二ヘクタール、この達成率はわずかに三・九割という低い率でございます。

○柴田(健)委員 お聞きすると、一番問題はかんがい排水事業だと思ひます。特に沖縄は離島が多いのですが、離島間の格差があるという御意見が先ほどございました。離島間の格差があることもわれわれ認められるのですが、離島間における格差は正、そして今度の制度ができた場合に、そういう格差についての、たとえば保険料率であるとか補助率であるとか、そういうものの格差がつけられるかどうか、それはむずかしい問題ですが、沖縄県としては、この制度ができた場合にはこれの裏づけに對して何か構想がありますか、お尋ねしたい。

○比嘉参考人 特にこの問題について目下法案が提案中でございますけれども、その格差は正の問題に關しましては、復帰後から特に基盤整備事業に多額の投資をしていただきまして、これは初年度でございますけれども、特にかんがい対策あるいは用水対策あるいは圃場整備事業という面につきまして、全農林予算のおおむね四十億近い財政投融資額の中でその半分近くを先島地域に投入する方向で、同地域のいわゆる基盤整備を達成するよう全力をあげたい、こういうふうな先島地区に對する基盤整備を重点に置いて格差正をはかつていきたい、こういうふうな考えをしております。

○柴田(健)委員 先ほど北海道の長畑会長さんから、とにかく試験期間をなるべく短くしてくれ、こういう御意見がございました。北海道のほうは長い歴史の中で畑作についてのそれぞれの営農、経営技術その他が相当進んでおる、私たちはそういうように考えておるのですが、沖縄と比べると相当の開きがある。沖縄としては試験期間を短くしてやったほうがいいとお考えになるかどうか、沖縄の農林部長さん、どうですか。それをちよつとお聞かせいただきたい。

○比嘉参考人 この法案は臨時措置法のためから、おそらく五カ年という限度が試験期間だと思ひますけれども、できますならば三年に短縮いたしまして本格実施に移つていただきたい、かように存じます。この農業共済制度の問題は、沖縄の場合も災害頻度が高いという観点から八カ年にわたつていろいろ被害調査を実施してきておりますので、専門家が見ましたらどうかと思ひますけれども、一応こういう保険設計の資料にはこと欠かないのではないかと、こういうふうな考えをしておりますので、できるだけ早期に本格実施に移つていただきたい、かように考えております。

○柴田(健)委員 長畑会長さんにお尋ねいたしますが、先ほど独立採算制方式を言われましたが、いまのような国庫補助率というのか、いまやるとすれば、試験ですから、いまの形でいけば心配をされるというのか、どうも一般の農業共済の経費に食い込む可能性がある、何かこういう不安があつて、やはり畑作共済の採算ベースは、あくまで独立的

な、収支がまかなえるような、ほかの農業共済に食いつまないうという、そういう何か心配があるから言われたのだと思いますが、そういう点について、もう一たび御意見を聞いておきたい、こう思います。

○長畑参考人 それでは、先ほどの責任割合のことで意見を申し上げたわけですが、先ほどは非常に失礼なことばかもしませんが、けれども、幾らがいいかという結論づけはできないというのを申し上げました。それは過去にデータもございませぬし、これから始めるものでし、これからの災害がどうなるかわからないという実態に立って、一応過去の被害を参考にしながらこれをつくっていくのが通例であろうと思います。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

したがいます、私は七割、三割くらいが大体妥当ではあると思うけれども、一応これで試験実施をしておいて、そしてその後の気候変動その他の災害の状態の変化等を見きわめながら、長期バランスの中で、一年や二年赤字になってもよろしいと思います、また黒字も出ると思います、長期バランスの中で均衡のとれる形の保険割合をつくっていただきたい。そのためには、他の農作あるいは家畜に食いつまないうような範囲において設定をしていただきたい、かように考えまして申し上げたので、心配だからという意味ではございません。

○柴田(健)委員 橋参考人にお尋ねしたいのですが、今度施設園芸を対象ということで、この制度がこういふふうに進出すと、一番心配しておるのは、数が多いからむずかしいのではありませんか、この共済制度に加入できる施設として認定する場合、どうもこれはおかしい、これは小型で移動性が強い、これはほんとうの施設としてはみなされないというふうなきりぎりの境目のところがある。それは大型か小型か、要するに簡易ハウスかトンネルハウスか、いろいろ地方では名称をつけておられますけれども、そういう固定的な施設、移動できるような施設、その要するに認定という

ものを間違えれば、たとえば災害を受けた時分に、君は施設として認定されていないんだぞ、施設園芸共済にはいれない施設なんだから、災害を受けてもそれは天災融資法の政府の制度融資を借りられないんだよ、こう言われた時分にどうなるのか。それから、この際、この制度ができるんなら、この施設もこの施設もみんな入れてくれ、加入しようじゃないか、こういうときに、それを選別する、選別をするその権限、市町村農業共済がどういう認定をするかという認定の問題、評価の問題。要するに、損害の評価額というものが関連しますけれども、まず施設の問題、いま考えてみると一〇〇と二五ということになっているのですが、この一〇〇の場合は施設が一〇〇であって、中身の作物のほうは二五、こうなります、何だ、それならもう施設園芸オンリーにしてしまつて、建物共済に一本化したらいじやないか、何も施設園芸はいわなくてもいいんじゃないか、こういう意見も一方では出てくる。そういう点について、専門的にそういう認定の方法について何か考えがあれば聞かしていただきたい、こう思います。

○橋参考人 いまその施設がどの程度になれば対象になるかということの認定するいい方法があるかというお尋ねでございます。

私、施設のことを必ずしも詳しく存じませんが、明確なお答えをいたしかねますけれども、やはり制度として、どんな小さいものでもはいれるというわけにもまいらないので、やはりその復旧なり再建に相当な費用がかかって負担になる、その負担をできるだけで埋めていくというふうな政策的な見地から、どこかで線を引かなければならないと思ひますけれども、ただ、その場合に、それが非常にここの組合とあつちの組合でやり方が違ふとかあるいは県と県とで違ふとか、それから農家のほうではこれだったら当然共済の対象になると思つてつくつてみたら、いやおまえはだめだと言われるとかいふふうな、事後になつて、しまったということになるというのでは、非常にいろいろな点で差しさわりの起きましよう

し、摩擦も起きましようと思ひますので、やはりそういうものをやる基準というものを、規約の上なり何なり、文書の上でできるだけはつきりするように、あらかじめ事前に明確にしておくという努力は、それぞれの組合なり県なり、もちろん農林省も当然のことと思ひますけれども、はっきりした線を引いておいて、あとになつてから、そこで、いや、そんなつもりではなかったということが起きないようになつていふことをよほどやつていかないと、いま御心配のようになつていふいろいろな面で起きるんじゃないかというふうに思ひます。

○柴田(健)委員 どうもありがとうございます。

○佐々木委員長 謙山博君。

○謙山委員 比嘉参考人にお伺ひします。沖縄ではキビの収穫放棄というところが行なわれているようですが、どのくらい面積について行なわれたのか、また全体のキビ収穫予定量の何割を占めていたのか、おわかりでしょうか。

○比嘉参考人 お答えいたします。

昭和四十七年度のサトウキビの収穫が放棄された、これは一応市町村報告に基づいた調査資料でございませぬけれども、総面積にしまして沖縄全域で四百二十二ヘクタール、かりにその十アール当たりの予想収穫を平均的に見まして二・七トン前後で、原料として予想されるのが一万一千六百五十トン、こういうことになっております。

○謙山委員 せっかくキビを栽培して収穫できるようなつたのに、それを収穫しないというの、は、全く異常なできごとのように思ひますが、どうしてそういう事態が起こつたのか、参考人はどうお考えでしょうか。

○比嘉参考人 お答えいたします。

四百二十二ヘクタールについて厳密に調査したわけではございませぬけれども、きわめて立地条件の悪いところで、非常に従来から肥培管理をさなれないで放置されておる点もございませぬし、なお通勤農業によつてなかなか手が回らないといった点もございませぬ。また一般農家におきましては、

労賃の上昇といったような面から、刈り取りに手が回らなくなつたといったような面も、いろいろ沖縄におけるところの最近の物価事情あるいは労力の事情、そういった面が重なり合ひまして、これだけの未収穫面積が出たもの、かように存じております。

○謙山委員 ずばりお答え願ひたいのですが、遺慮は要らないと思ひます。収穫してもキビの価格が引き合わないから収穫が放棄されたと言えるんじゃないでしょうか。

○比嘉参考人 先ほど申し上げましたように、そういった面も非常に大きくございませぬ。これはどの程度、何割程度になるか知りませぬですけれども、やはり労務賃金の上昇、それに伴うところのいわゆる労働力の不足の問題、いろいろな現象がからみ合つてかゝるような未収穫面積を残したものの、かように存じます。

○謙山委員 私は沖縄の農民の発言といまの参考人の答弁のニュアンスが幾分か違つていふように思ひます。沖縄の農民はキビが引き合はばもちろん収穫する、しかしキビの値段が安過ぎる引き合はないから収穫しないんだということをみんな言つておられます。その点では参考人の認識と農民のなまの声に幾らか食い違ひがあるんじゃないかと思ひますが、前年度のキビの生産価格が一トン当たり幾らくにかつたのか、これは農林省の数字と別に沖縄県として調査しておられましようか。

○比嘉参考人 お答えいたします。

生産価格と申しますけれども、これは生産費のことをおっしゃつておられるんじゃないかと思ひますけれども、この生産費につきましては、復帰前は県の統計資料で調査いたしておりましたので、すけれども、復帰後は国のほうで調査いたしておりますので、その点、厳密な意味で、県で調査した事例はございませぬ。

○謙山委員 私が沖縄で農民の声を聞きますと、いまのキビの価格では生産費を償ふことができない。むしろ生産費のほうが高つくつたというふう

口々に言っておられました、実情はどうでしょう。

○比嘉参考人 お答えいたします。

現在沖繩におきましては、目下収穫が続行しておる離島地域もございますけれども、全般的には現在収穫が済んだところでございまして、その具体的実例についてはまだ十分に調査いたしておりません。

○諫山委員 いま沖繩県の農民団体は、農林省がやっております方式でキビの価格を計算されたのではとてもキビの価格は引き合わない、だから新しい計算方式でやり直してもらいたいという要求をしております。そして沖繩県農協の中央会なども生産費及び所得補償方式を採用すべきだと要求しているようですが、御承知でしょうか。またそれに対して沖繩県当局としてはどういう理解を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○比嘉参考人 お答えいたします。

キビの昨年度の生産者価格につきましては、確かに復帰後における物価の上昇、地価の高騰あるいは労働力の流出といったようなものも外圧のもとにこの収穫作業が難渋をきたしたことはそのとおりでございます。そこで、昨年度のキビ価格の設定につきましては農民の要求が十分にならねられていない、こういうふうなのが農民の切なる要求でございます。

今回はわれわれ、県の各種農業団体等を含めまして、先ほどおっしゃいましたように、生産者価格がいわゆる米並みの生産費・所得補償方式をとってもらいたいという強い要望が出ておるところでございます。そういうことでございまして、現在のサトウキビの原料価格の水準は非常に低いので、これは大幅な価格引き上げをすべきであるという要望が各群島間から強い要望が出ております。したがって、今度の価格設定にあたりましては、キビの生産所得が十分に値えるような価格に設定してもらうように県としても国のほうに強く要望していきたい、かように存じております。

○諫山委員 沖繩ではすべての農業団体が本土の

米並みのキビの価格補償をしてもらいたいという要求をしているようですが、そういう立場で計算すれば、前年度のキビ価格は幾らぐらいいの計算になっていたのか、お調べになってまいりましょうか。

○比嘉参考人 お答えいたします。

昨年度のサトウキビ原料価格につきましては、中央会の試算によりまして八千四百円というふうになっております。

○諫山委員 その金額は米並みの労働報酬をという立場での計算ではないんじゃないかと思いが、これはあとで御検討いただきたいと思います。

いずれにしても、沖繩のサトウキビが沖繩の農業の中心だということは明らかです。しかもこのサトウキビが急速に衰退してきたということも否定できない事実です。共済制度というのはそういう事態を解決しようというのがねらいでなければならぬと思いが、しかし、キビの価格の問題を根本的に解決せずに共済だけで沖繩のキビが守れるかという、私はそうはならないと思いが、その意味ではやはり十分に償うようなキビの価格を補償する。その上で農民の負担にならないようななりっぱな共済制度をつくり上げていくということが大切じゃないかと思いが、この点、比嘉参考人、いかがでしょうか。

○比嘉参考人 お説のとおりでございます。原料生産価格は、現時点において考えますときに、諸物価、労賃の急上昇を前提にいたしました場合には、やはりキビ価格は大幅に引き上げるべきでございます。同時に共済制度は、一昨年の大干ばつにおきまして、特に宮古、先島地域におきましては、たとえまると宮古におきましては三十五万トンとれるのがわずかに一〇〇、四万トン前後、八重山におきましては十四、五万トンとれる原料がわずかに二万トンと一〇〇前後の収穫で、キビ依存の先島農家は非常に困窮したわけでございます。そういう意味からおきまして、災害頻度の高い沖繩におきましては、やはり農業共済補償制度の裏づけを強力に行なうことが同時に必要

であると思いが。

○諫山委員 いま農家が一人の労働者を雇うとすれば、一日幾らくらい払っていますか。

○比嘉参考人 これは今期のキビ収穫時の労賃でございますけれども、地域によっても差がござい

ますけれども、おおむね男子の場合が二千元から四千五百円、女子の場合が一千四百円から二千五百円、これは一般労賃と比較いたしましてはかなりの高い水準にあるようにございまして。

○諫山委員 昨年きめられたキビの価格は安過ぎるから、同じ年度内であるけれども、キビの価格を再検討してもらいたい、上げてもらいたいということを沖繩の農民団体が決定したし、沖繩県としても同じような立場で政府に要請したと聞いていますが、そうでしょうか。

○比嘉参考人 お答えいたします。

昨年の十一月二十日にキビ価格が告示されました。この価格が要望どおりの価格でなかったというところの問題でございまして、これにつきましては、ことしの一月初旬に生産者代表と製糖企業者側との砂糖キビの実際取引価格の協議会が持たれました。そういうことで、分みつ糖原料におきましては一律七千円、含みつ糖原料につきましては十九度、六千九百五十円といたしました。上下にスライド方式で実際的な取引価格がきめられました。この取引協議会の構成団体である生産者代表並びに企業代表は、当時製糖開始を目前に控えておりまして、取引価格を早急に引き上げる必要があったわけでございまして、そのような状況の中にあつて、国に對しましては来期に向けて対策を講ずることが得策であるとの意向がございました。また一般には再告示の要求の声も強うございましたけれども、当面の製糖開始という事態を控えて、再告示を要求するまでには至りませんでした。

○諫山委員 終わります。

○佐々木委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 橋参考人、長畑参考人、比嘉参考人には忙しいところ本法の審議にあたっておいでい

ただきまして、冒頭感謝申し上げます。

本法の審議にあたっていろいろ参考にしたので、要点をはしってお伺いしたいと思いが。

まず橋参考人にお伺いしますが、先ほど畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法案に對しては第一歩を踏み出したということでは評価しているというお話がございました。まことにそうだとするのですが、橋参考人は将来の本法のあり方についてはどういうふうにお考えであるか、葉菜、根菜等もあるわけですが、その点も含めてこの際御意見を承っておきたいと思いが。

○橋参考人 将来こうあるべきだということは必ずしもはつきりしたものを持っておるわけではございせんけれども、いま考えておりますことを簡単に申し上げます、やはり畑作物共済ということであるためには、いまの六品目ですか、五品目ですか、そのほかに園芸施設共済ということだけで、これで畑作物共済足りたということではやはり不十分なので、今後さらにその対象となる農産物の種類というのを準備が整うに従ってできるだけ広げていくという考え方がやはりあるべきだろうと思いが。

ただ、その場合に一番問題になりますのは、これとそれを野菜まで広げていきまして場合には、先ほどからもいろいろ皆さんの御議論がございまして、価格の問題、価格変動が非常に大きい作物であるということが大きくそこに考慮せざるを得ない問題として出てくると思いが。たとえば三割増収いたしましたも、値段が半分以下に下つてしまえば所得としては減つてしまふというやうな問題がありますし、逆に四割減収になつても値段が二倍なり、さらに三倍に上がると、所得としてはふえる。そういうことになりまして、所得がかなり減つても共済金ももらえないし、所得がふえた場合にも、場合によっては共済金ももらえないというやうな事態も、もつぱらいままでのやうなものの減収ということだけで考えていくと起つてまいるわけでございまして。

その問題が一つ、それからもう一つは、先ほどもちよつと申しましたが、一つ一つの野菜で、たとえばホウレンソウであるとかキャベツであるとか、一つ一つを取り上げて、一つ一つの何割減収ということで非常にこまかく仕切りをつけて共済金を払うということでは、事務も非常に複雑になりますし、農家としては、むしろそういうもの全体を考へての収支を考へておきます場合に、その一つ一つでも何割減った何割ふえたというようにすることでやめていくのは、むしろ共済の政策的なねらいとしても達成できないので、そういうものをできるだけひくくするめてやっていく方法は考へられないだろうかということが当然議論になると思ひます。たとえば今回におきまして、北海道におきまして品目は全部対象作物を一括加入するということを前提として引き受けるというふうな点では、そういうものをできるだけ合わせて一つの輪作体系の中で考へて処理していくというふうな考へ方が出てくると思ひますけれども、そういうふうにして加入いたしました場合には、結局、損害評価をいたして金を払うという段階になれば、やはり個々の一つ一つの作目ごとに何割被害というところで評価していかざるを得ないのがいまの仕組みだと思ひます。これがさらにお互いが、たとえばてん菜のキロというのはいずれの何キロに当たるといふふうな換算のものをしみたいなのももしできれば、そういうものをひくくめつたものとしてのたとえば点数制みたいなことで、これは思ひつきですけれども、もしそういうことでの被害というものができれば、それは畑作共済としてはより目的にかなうようなものになるのではないかと、だから、そういうことができる、初めて野菜段階にもこれを拡充していくような糸口が開けるのではないかと、いふふうに思ひわけておきます。そこまですればいいのこと価格変動を全部取り込んでやたらいいのではないかと、先ほどの北海道の会長さんの御意見にもございましたが、そういう議論も起こり得ると思ひますけれども、ただ、この場合に、も

しそういうことになると問題になると思ひますのは、いまの農業共済というものは、いろいろ被害が起るけれども、その被害というものは、ある局地的な、あるところで起こった被害もほかの場所ではあるところで凶作が起つても、ほかの場所では豊作になる、それから凶作でも来年は豊作というところで、それを広く地域を広げて見るあるいは長い年間を通してみれば、大体プラスマイナス、バランスするのだという、そういう前提を一応置きまして、そういう前提のもとに大体被害率何ばで、これだけ掛け金を払えば大体これだけの共済金がまかなえるというふうな一応の計算をしておるわけでございます。ところが、価格変動の問題というところを取り上げてまいりますと、こゝし価格が下がったから来年は上がるだろうというふうなことは簡単に言えないし、北海道で値段が下がったから九州では上がるというふうなことも言えないというふうな意味では、なかなか場所的に見ても、長い年間を通じて見ても、そういう意味での保険設計の上でのバランスがとれるというたてまえをとりにくくなるので、そうなる、いままでの保険とはかなり違つた、全く、それを保険というかどうかは別といたしまして、むしろいわば不足払いとかという別のものに近くなるのかもしれないけれども、そういうことで、もし、この農業共済の中で価格の変動まで見ていくということになると、そういうことを考へざるを得ない。そういうことでいくのか、これはこれで、一応先ほど言つたように、幾つかの作目を関連させて考へるような方向はできるだけ考へながらも、一応価格というものは別に考へていって、たとえば米について、は別に食糧管理法で買入れ価格というもので価格も補償しておりますように、価格安定の面は、また政策としては、もちろんこれだけでは足りない、価格の不安定な変動に対する対策というものは必要になりますけれども、それを共済制度の外で別に考へていくという方向でいくか、一応考へ方としては二つあると思ひます。

これは議論で両方ともあると思ひますけれども、私といたしましては、どちらかといえば、まずこれは、一応価格の問題は別のところで考へられるだけ考へるということで、まず収量の保険というもの、いままでの政策を残しながら、いろいろな作目というものをお互いに関連させながら、それを通じた被害というものが何か計算できるような方法にすれば、今後のさらにこれを広げていく道が開けるんじゃないかというふうに考へております。

○瀬野委員 長畑参考人にお伺いしますが、先ほど試験期間は三年に縮めて本格実施をしたらどうかというふうな御意見がございました。早期に本格実施に移つていただきたいが、私は、長期に実施してきた試験実施であるので、手直しはともかくとして、本格実施が可能な作物もあるわけでありまして、直ちに本格実施を行なつたらどうか、こういうふうな考へを持っていますのですけれども、その点について若干御意見がございましたら、この際承つておきたい。

○長畑参考人 それではお答えしたいと思ひますが、先ほど五年を三年に短縮してもらいたい、こういうことを申し上げましたが、これは理論的には、私は非常にむずかしい問題だと思ひます。ということは、三年、五年経過して初めて三年、四年のものが使える。三年しか経験しない、二年しか材料が使えない。したがって、本格実施に移るのには非常にデータが足りないであらうということを前提に思つておられますけれども、北海道としては、先ほど申し上げましたような過去の経験した成績を持っておりますから、これを使うとするならば、私は五年が三年でもやれるんじゃないか、こういうふうな考へ方でも三年を主張したわけでございます。ただ、それが直ちに本格実施にしたらどうかということについては、私は、これはいままでいろいろな角度から御検討はいただいておりますけれども、少し無理じゃないか。やはり調査機関が何か必要

でなからうか。こういうふうな考へております。

○瀬野委員 次に、沖繩から遠いところを比嘉参考人においでいただきましたが、若干お尋ねしておきたいと思ひます。

共済法以前の問題として、私は沖繩は、しばしば現地をたずねて調査をしてまいりましたけれども、沖繩を見ますと、いわゆる圃場整備という問題がたいへんおきています。この問題を解決しなければ、今後の沖繩の農業はあり得ない、こういうふうには言ひたいくらいおきております。沖繩の玉城村の農地という部落があります。ここは特に農業の熱心な、しかも圃場整備をずいぶん計画して、数年來やってきたところでありまして、いよいよ実行の段階において、沖繩の方も、本土も同じでありますけれども、特に沖繩は、土地に執着が強い門中というふうなことがよくいわれておまして、なかなかこれがうまくいかないというのを現地で承りましたが、沖繩の圃場整備についてはどういふふうにお考へであるか。現況と将来計画について、ひとつお答えいただければ幸ひであります。

○比嘉参考人 お答えいたします。

圃場整備がおくれているということにつきましては、先ほどもお答えいたしましたとおりで、要するに圃場整備面積に対して、非常にその達成率は低い状況でございます。そういうことでございますので、われわれとしては、この圃場整備対策を重点に、復帰後十年計画をもつて圃場整備事業を進めていきたい、かように考へております。

達成目標としては二万二千三百ヘクタール、資金といたしましては五百三十一億五千六百八十万円。これでいきますと、十年間でおおむね四四の達成率になりますので、国の援助を得まして鋭意圃場整備に努力したい、かように存する次第でございます。

なお、圃場整備にもいろいろ問題点がございまして、やはりいわゆる地形的な条件、土地の条件が悪いということ、あるいは農家の方々が先祖伝来の農地であるということによる土地保

有の精神が非常に強いということ、なお、農家の労働力の流出によりまして、非常に就業人口が老齢化する、あるいは婦女子化しておる。こういったことで、圃場整備へのいわゆる近代化の意欲が足りない面もあるんじゃないかと思ひます。

なお、零細規模でございまして、事業実施上のいろいろな負担額についての、非常に過重であるという認識も強いようでございます。

○瀬野委員 時間があとわずかしかございませんが、簡潔に次の諸点についてお答えをいただいで、私の質問を終わりたいと思ひますから、よろしくお願ひします。

この沖繩におけるサトウキビは、内地の米に変わる農産物であることは、もうこれは先ほどから言われたとおりで、基幹作物であります。生産費・所得補償方式によつてやっていたかというところは現地の声であります。そういう点については、先ほどの御答弁がございましたので省略しまして、サトウキビの刈り取り機の問題でこの機会に承つておきたいのです。

労働力が不足して、いま省力化をいろいろ検討されているらしいのですが、テスト的にやっているけれども、本格的に早くやるべきだという意見が現地では強いわけですが、その現状、効果、将来計画等を簡潔にお答えをいただきたい。

それから、現地では、カメムシとかいってありますけれども、病害虫の発生がものすごく多くて、葉腋にアリみたいなカメムシがつくために糖価がずいぶん低下するということが、この状況等を、駆除をどうしておられるか、簡潔でけっこうですから、お答えをいただきたい。

なおもう一点、海洋博があるために、キビ作がアルバイトみたいになって、海洋博が本業ということで、労働力の問題が相当問題だそうですが、その点もあわせて、時間がわずかしかございませんので、どうか要点だけお答えいただければけっこうです。よろしくお願ひします。

○比嘉参考人 お答えいたします。

第一点は、サトウキビの生産者価格の問題でござい

ますけれども、冒頭に御説明申し上げましたように、沖繩県のサトウキビ作は、その畑作面積に占める割合、戸数あるいは農業収入の中に占める位置から見ても、本土の米作に匹敵するものであるという考え方を持っております。非常に沖繩農業経済にとつて重要な作目でございますので、そういった点から、農家全体の声としてしまして、生産者米価同様、生産費・所得補償方式に基づく価格決定を強く主張しております。県といたしまして、このような一般世論を踏まえまして、生産所得が十分償えるような価格を設定していただくよう政府にお願い申し上げたいと思ひます。

次に、サトウキビの刈り取り機の問題でございすけれども、サトウキビ生産上、一番問題は、この収穫機の機械化の開発と普及の問題でございす。これは、ちょうど収穫期の一月から四月にかけて労働力が集中して必要になってまいりす。で、従来は、人力によつてまいりましたけれども、この現状のような労働力の不足の中では、どうしても収穫機の開発と普及が必要になってきております。そこで、現在、昨年来われわれは大収穫機を四台、小型刈り取り機を七十台、脱葉機を四十七台、搬出機を六十九台、積み込み機を七百三十七台導入して現状に備えておるわけでございすけれども、この収穫機を使いますと、人力の約三倍ぐらいの能率アップになるわけでございす。

それで概算でございすけれども、刈り取りから積み込みまで人力でトータル四十八百五十円、小型機セットで三千五百円、大型機で一千九百円とこのコストがダウンできるわけでございす。

しかし、現在、一昨年来導入したこれらの機械につきましてはふなれのことありまして、必ずしも十分活用されておるという状況ではございせんけれども、今後はオペレーターの養成あるいは基盤整備も並行いたしまして年次の導入を進めるとともに作業能率を高めたと思ひます。こ

の機械導入には非常にばく大な資金が必要でございすので、特に国の御指導、御援助を得まして、早急に数百台の刈り取り機の導入をはかっている、かように考えているところでございす。

それから最後に、病害虫の問題でございすけれども、やはり気象的な条件からいたしまして、沖繩のほうは病害虫の発生が非常にひんぱんでございす。昭和四十六年度におきましては野鼠の被害が七千四百五十二ヘクタール、カンシヤコバネガカメムシが二万二千三百七十七ヘクタール、カンシヤワタアブラムシが二千六百七十七ヘクタールに発生いたしております。このような異常発生対策といたしまして、防除費として四百三十七万円の予算措置をいたしております。多少数字が違ひますけれども、昭和四十七年度も同様な状況でございす。昭和四十八年度では、この異常発生対策としてさらに予算を増額いたしまして、一千七百六十四万三千円、こういうふうな増額して対処いたしております。

その防除対策でございすけれども、カンシヤコバネガカメムシ及びカンシヤワタアブラムシ、これは五月に全琉に一斉防除週間を設けて防除実施をいたします。地域によつては二回防除することになっておるわけでございす。特に地理的な条件から農作物の被害に対する病虫害対策につきましては、その他の特殊病虫害を含めて特に念を入れて対策を講じております。

○瀬野委員 どうもありがとうございます。

○佐々木委員長 稲富稔人君。

○稲富委員 すでにもうほかの同僚各位から詳細にわたつて質問あつておりますので、なるだけ重複を避けて要点だけ御質問申してお答えを願ひたいと思ひます。

まず比嘉参考人に沖繩の問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

先刻からも参考人の御説明にもありましたように、私たちの承知いたしておりますのは、沖繩の農業におけるサトウキビの生産量というものは、

沖繩の全農産物のうちのはとんど六三%を占めておる、かように聞いておるのでありまして、沖繩農業の基幹作物であるということは先刻からもお話のあつたとおりであります。このサトウキビをいかに振興するかということがひいては沖繩農業を振興するということがひいては沖繩農業を振興するということになります。そのサトウキビの最近の状況というものは、これも先刻からお話がありましたように、生産量はだんだん減少をたどつておる、こういうことを聞いております。これはもちろん人手不足等からくる生産の粗放化、こういう問題が大きな原因になって、その粗放化の原因というのは農業従事者が転出した。こういう問題が大きな原因であると思ひます。こういう問題

そこで、私ここで特に参考人にお聞きしたいと思ひますことは、農業従事者がさように転出してサトウキビの生産の状況というものが粗放化するという結果になったということは、やはり労働賃金が高くなったというように同時に、先刻からも御質問があつておりましたように、サトウキビの、要するに、砂糖の価格というものは、海外価格も非常に安過ぎるということだと思ひます。これは先刻も希望がありまして、昨年度の価格等のお話もあつたのでございす。これは日本の米のようにやはり生産費を補償するような価格できめなくちゃいけない、これが沖繩のサトウキビを振興するゆえんであり、沖繩農業を振興せしめるゆえんであると思ひます。

が、この点について、それじゃ沖繩のサトウキビというものを幾らぐらいで買ひ上げたらいいか、生産費を補償するその価格というものはどのくらいが妥当だということを県としてお考えになっておるか、率直にひとつ承りたいと思ひます。

○比嘉参考人 お答えいたします。

現地では、このサトウキビ原料価格につきましていろいろ要望価格が出ております。宮古、八重山、本島それぞれ各市町村ごとにもいろいろ異なつた意見が出ておるようでございす。そうい

昭和四十八年六月二十六日

うこととございますので、これらの問題を今後十分に検討して、その適正妥当な要望価格はどの程度であるか、十分に検討して一本にまとめる必要がある、かように考えます。

○稲富委員 これはこういう席上ではなかなか部長さんとして言いにくいと思うのであります。適正妥当な価格であるということ、これは、これはだれでも希望することなので、ただ、最近沖繩の労働賃金等が非常に高くなっている、こういうこともあると思うのでございます。特に海洋博等の関係等もありまして、そういう点から見ても、それでは本年度のサトウキビ価格というのは幾らぐらいいじたらばもっと生産というものが上がるような、従事する者が希望するようなことになり得るかというところを、端的にひとつ承りたいと思うのでございます。これがこういう席上で言にくいというなら別でございませうけれども、大体生産費補償をするという方式から考えまして、どのくらいならば妥当じゃないかというような案がありまして承りたいと思うのでございます。もう率直でようございませうから。

○比嘉参考人 お答えいたします。先ほど一般労賃と比較いたしましたサトウキビ収穫期における労賃のアップは相当高い水準を示しておるといふことをお答えいたしましたので、けれども、それぞれ地域間にも格差がございまして、まだ実際に来期のいわゆるサトウキビの収穫は早く十二月、おそくて来年の一月から始まりますし、その付近の経済変動がどうなるか予測がつかない、いまだのところ、実際は検討はしておりますけれども、具体的にこうなるだろう、あなるだろうというふうないろいろな因子の分析につきましては、ちょっといまのところはつきりした数字を持ち合わせておりませんが、これはしかし農民の側からも価格につきましているいろいろな要望が出ておりますので、十分検討していきたいと思ひます。○稲富委員 これは機会があればつきりひとつ言ってもらふと実はいいのだが、おそらく砂糖の価格というものを幾らぐらいいじてもいいという

いう生産者の希望があります。各団体等からも承っておりますが、県当局としてはそういういろいろな意見を勘案しながらどのくらいまでは持っていけるのか、こういうような点をお聞かせいただければ非常にけっこうだと思ひますので、ぜひ。何も政府側の答弁じゃございせんので、それをあなたの責任を問うとかなんとかでございせん。私たち沖繩の農業を発展することにはサトウキビの価格を上げなくちゃいけない、サトウキビの価格を上げるとするならばどのくらいにしたいのか。私、あの沖繩の状況を見まして、沖繩のサトウキビがだんだん粗放化してきます、人手が足らなくなってくる、この実情を見まして、はたして沖繩の農業はこれでいいかということ、私たちが非常に憂慮しております。この点から私は、今日まで沖繩が日本の農業の中で一番おくれでいる、長い間ほとんど沖繩は農政というものが行なわれていない、そのことから一日も早く本土並みの農業に引き上げることが必要だ、そうするとサトウキビをどうするかということとは真剣に考えなくちゃいけない問題、それがためにはやはりサトウキビの価格をどのくらいにしたいのかという

ことは当然考えなければいけないと思う。その意味から参考聞いていられるのでありまして、決してあなたの責任を追及するとかそういうのではございませうし、今後私たちがこれに対する対策を検討する材料になるわけでございますので、もしよかつたら、その点をひとつお聞かせいただきたい。○比嘉参考人 先ほど来申し上げておりますけれども、今期の価格は従来の価格よりは大幅に引き上げなければならぬという大前提に立っております。それで、サトウキビの生産所得が十分償えるような価格は一体どの線かということにつきましては、先ほど来申し上げているいろいろな因子の分析を検討しての最終的な決定はいたしておりますので、ちょっと数字的にどうするということは申し上げにくいと思ひます。

○稲富委員 それじゃ、もうようございませう。部

長さんとしては県会で答弁するような気持ちで御答弁なさっているだろうと思ひます。県会の答弁じゃございませう。その点はしかたございませうけれども、この席上で言わなければ、いつかの機会にその問題は率直なところを聞かしていただきたい、かように考えます。

さらにその次に尋ねたいと思ひますことは、何と申し上げても、サトウキビを振興する上において沖繩農業として考えなければいけないことは、土壌の改良というものとかが排水対策というものが一番大きな問題じゃないかと思ひます。土壌改良に対しては、先刻から議論があつておりますような基盤整備というものが当然行なわなくてはならない。かんがい排水の問題等も当然考えなくてはならないけれども、現在の沖繩の経済状況では、地元負担等の問題に非常に大きな問題があると思ひます。私たちは沖繩農業というものを本土並みの水準まで持っていくようにするために、国がいままで何十年の間放任しておつた沖繩農業でありますから、この際、国は特別の考えをもって、特別な尺度をもって沖繩農業に対する対策を考えなければいけないと思ひます。おそらくこれに対しては、全額国庫が負担いたしましたもの、かんがい排水の問題あるいは基盤整備の問題等は取り入れなくてはならないと思ひます。さらに、現在人手不足からくる、先刻もお話がありました省力化をするための機械化の問題に当然取り組まなければいけないと思ひます。これに對しましては沖繩県としてどういう希望があるか遠慮なく——これはあなたの方いまでも何十年も日本の政府から放任されておつたんだから、この際強く政府に要望することがあると思ひます。この際、遠慮なくあなたの方の希望を率直に開陳できるならば、この機会にひとつ希望を述べたいだきたいと思ひますが、いかがでございませうか。

○比嘉参考人 お答えいたします。要するに、沖繩のサトウキビを中心とする農業生産の生産性が非常に低いということは、基本的な基盤整備にこの二十七年間行政分離の制度下の中で財政投資がなされなかったという一点に尽きるかと思ひます。貧弱な琉球政府の財政ではそれはなし得なかった。これが今日低い達成率にとどまっている証拠、かように存じます。沖繩が昨年復帰いたしました、特別措置法によりまして、特に他府県と比較いたしました、この基盤整備事業には高率の補助率が付されております。たとえて申しますと、かんがい排水計画は国が八〇〇というふうな高率の補助率ではございませう。特別措置法による補助率は高率補助で指定されてはおりますけれども、なおしかし、農業所得は他府県に比較いたしますと六、一〇以下というようなきわめて低い所得。こういった格差の中におきましては、農民の切なる声といたしましては、全額国庫負担でもって特にこの基盤整備事業の要望がございませうことをこの席上お伝えしておきたいと思ひます。

次に、時間がございますからお尋ねいたしましたと思ひますことは、将来沖繩のサトウキビを発展させるということ、さらに沖繩の農業をどう盛り立てるかといふこと、このサトウキビとながら畜産というものがやはり考えられると思ひます。そうなりますと、バガスをいかに飼料化するかというところは、将来沖繩農業をやる上において、しかもこれと関係のある畜産を取り入れる上からいって、非常に大きな問題であると思ひます。ところが、このバガスの飼料化に対しては、今日糖蜜の加入とかあるいは発酵するとか、いろいろな方法でやっておりますことを承知しておるのでございませうが、これに對していまどういふような状態になつておるか。バガスの飼料化の問題、この実情をひとつ承りたいと思ひますのでございませう。

○比嘉参考人 お答え申し上げます。バガスの沖繩における生産量は、サトウキビの

量の約二五%でございます。かりに四十八年度の百五十万トンといたしますと、まあ実績は百四十万トンですけれども、百五十万トンといたしますと三十七万五千トンのバガスの生産が見込まれるわけでございます。

これは従来はそれぞれの工場におきまして燃料として使用されておりましたのですけれども、これをいわゆる糖業合理化の一環といたしまして、先ほど先生がおっしゃいましたように、効率的に処理する方法として、家畜の飼料化というものがこの数年それぞれの製糖工場関係者内で実験的研究が重ねられてまいりました。そこで、すでに昨年度、経済連の具志川の製糖工場におきましてバガス工場が設立されておりますし、なお次年度におきましては南風原の農業協同組合におきまして、近くの琉球製糖のバガスを原料にして、このバガス工場を設置するような計画がなされておるわけでございます。

そこで、畜産との結びつきでございますけれども、特に沖縄の場合は気象的な条件から、今後の畜産の振興課題としては肉用牛の増産計画がなされております。振興計画におきましては、五十六年度におきましては現在の二万頭有るのわずかな数から、十万余頭というように飛躍的に増産する体制が考えられております。その意味におきましてバガスの家畜飼料化が現在進行しております。これらを利用することによって糖業と畜産との結びつきが十分に考えられることができる、かように考えておりますけれども、こまかい計画は抜きにいたしまして、かりにいま経済連の工場が生産されているキビの処理量が二十万トンですから、その二五%といたしまして約五万トン。かりに五万トンのバガス飼料の家畜飼料化ができますとするならば、これでおおむね二万五千頭分の維持飼料が可能になるわけでございます。その点からいいたしまして、バガス飼料による畜産との結びつきには県としても十分に関心を持っていく次第でございます。

ただ、この工場の設置につきましては、資金的

に非常に大きな額が必要でございますので、国の積極的な助成策も必要でございますし、なお、これらのバガスの家畜の飼料化への普及といったような面あるいはコストの面について、なお検討する余地を残していることをお話し申し上げたいと思います。

○稲富委員 いまのバガスの問題につきましては、現在あの具志川でやっている経済連の工場、実際上においてはもうあんなもうからぬことはやめたいいいじゃないかという意見も経済連の中にあるということで悩みがある。経済連も三億四億かの金をつぎ込んで困っているらしい。沖縄自体でこれをするかどうかという問題を聞きたいんです。しかもバガスの完全な研究ができていないのかどうか。そして沖縄自体でできないとするならば、やはり国として、この問題に対しては積極的に取り組んで、バガスの飼料化というものをこの際考えなくてはいいじゃないか、こういうような点から私はこれに対する考え方を承っているのではありません。その点、非常に経済連としても将来続けるかどうかという悩みがあるようにございまして、その点の事情等も承りたいと思うのであります。

○比嘉参考人 製糖工場におけるバガスの効率的な利用策としてのこの飼料化の問題は、非常に今後の畜産振興のかなめをなすものだと思います。県としても積極的に推進したいと思っております。総体的な設置計画といたしましては、沖縄本島に三工場、離島の宮古に一工場、八重山に一工場、合計五工場の設置が一応計画されておりますけれども、やはりこれには経済連工場におきまして先ほど申し上げた三億円の膨大な資金が必要だということでございます。こういう点につきましては、やはり振興開発公庫金融あるいは国の長期低利の融資政策が必要かと思っております。

○佐々木委員長 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。参考人各位には長時間にわたり貴重な御意見を述べいただきましてまことにありがとうございます。

ました。委員会を代表いたしまして、厚く御礼申し上げます。

○佐々木委員長 引き続き政府当局に質疑の申し出がありますので、これを許します。野坂浩賢君。

○野坂委員 畑作の共済、園芸施設の共済に関する法案が説明をされたわけでありますが、私の持ち時間のうち、若干の時間を湯山議員が関連をして質問をいたしますので、よろしくお取り計らいをいただきますようお願いいたします。

この法律の目的は、お話がありましたように、農業経営の安定のための法律であります。この試験実施法案が今回提出されるまで昭和三十九年以来、畑作共済制度の検討会なりあるいは農業保険問題研究会等で検討をされたわけでありまして、検討された結果がこの数年間かかって出されておりますけれども、評判があまりよくありません。

農林省が審議会にかけたそれまでの試案として「農産物需給の展望と生産目標の試案」の中にも今後の展望と計画がいろいろと述べられておりますが、この中でも野菜等については相当な伸びを期待されております。したがって、露地野菜等については今回この法案の中に適用科目として入っていないわけでありまして、将来これらについては共済事業の中に取り入れる考え方があろうかと、まず伺っておきたいと思っております。

○中尾政府委員 露地野菜はなぜ対象にできないかというようなお問い合わせだと思っております。柄が多様にわたっているだけでなく、一般に作付面積、作柄及び価格の変動がまことに大きいことは御存じのとおりでございます。また経営の格差も非常に大きく、危険の態様もさまざまであるという理由から、引き受け、料率、さらにまた損害評価等の適正を期する上でいろいろ問題が山積するわけでございます。これを対象として共済制度を組むということは、従来のような仕組

みではなかなか困難なことである、こういうような考え方に立脚するものでございます。

○野坂委員 今回は、過去の検討の中でそういう格差の問題なり不安定の問題なり等があるために対象にならなかったわけでありまして、将来、あなた方がお考えになっております野菜等にしても、六十四万一千ヘクタールから約二〇%増の七十四万七千ヘクタールにも変わっていくわけでありまして、その方向で検討されることは必要ではなからうかと思うのです。政務次官は、今日の農業の実態あるいはそういう野菜等は特に伸びが激しいわけでありまして、それらについて将来にわたって検討する、こういう姿勢が必要ではなからうか、こう思うのですが、どうでしょう。

○堀川説明員 露地野菜につきましては、ただいま政務次官からお答えしたような種々のむずかしさがあるわけでございます。この問題につきましては、共済というような制度になじむことが可能であろうと思われるまず施設園芸の中における野菜作もあわせて、本体の施設に対する二五%という限定つきではございますが、取り上げて実行をしていきたい。それもその結果を見まして、できるだけこれから早く本格実施に進めていくという段階でございますので、一般の露地野菜につきましては、橋参考人の御意見の中にもございましたような種々のむずかしさがございまして、この段階で将来取り上げるといふことをまだ申し上げるような段階に到達していないということでございます。

○野坂委員 この共済の損害評価等をこれから進められるわけでありまして、問題は基準価格ですね。基準価格は品目別に、単位当たりの共済金額をとられるわけですが、その中身としては、生産費・所得補償方式でいくのか、あるいは店頭価格をその対象としてとっていくのか、どういう考えでしょう。

○堀川説明員 畑作物共済におきまして価格についてでございますが、これには法第十条に規定がございますが、農林大臣が定める準則によりまして知

昭和四十八年六月二十六日

事がきめることになるわけでございまして、その場合の方法といたしましては、行政価格のある作物がございます。パレイシヨ、てん菜、大豆、サトウキビがこれに当たるわけでございしますが、これにつきましては原則といたしまして、直近の、最近年次におきます行政価格を採用する、その他のものにつきましては、過去の一定の年間におきます生産者価格を基礎といたしまして定める、こういうふうに考えておりまして、この算定にあつての基礎資料につきましては、農林統計資料あるいはまた都道府県知事が毎年試験実施をいたしたしまして算定をいたす、そういう考え方でございます。

○野坂委員 いまの話では、たとえば大豆等は基準価格が五千八百円あるいはパレイシヨ、てん菜等がそれぞれきまつておる。その行政価格でやるものということですが、たとえばインゲン等は農林統制計でやるということです。その統計というのは、北海道で試験実施して調査をする期間では店頭価格でやつておりますね。だから、それは店頭価格でつかないか、これから知事がきめるにあつたつても非常に問題が出てくると思うのです。

○堀川説明員 この共済は収獲共済でございますので、流通の店頭段階における価格ということでなくて、農家の庭先価格を基準にしてきめるといふことに考えております。

○野坂委員　それでは、価格についての考え方、庭先価格ということでありますが、その基準収量はどういうふうにしてきめるかというのはたとえ七七年なら七年で一番上と一番下をとって中を五で割る、こういう関係が一つの基準の収量として出されておるわけですね。これについては災害も入る。たとえば四十年から四十七年までとって、四年間災害が続いておる、こういう場合には非常に基準収量について矛盾があると思うのですが、これらのときの措置、基準収量の算定の仕方、とていうものはどういふふうにお考えなんでしょうか。

○堀川説明員 これは他の共済の場合にも同様の考え方をとっておるわけでございますが、農作物共済と同じく、従来から平年収量というような概念で基準収穫量をきめるということになっておるわけでございまして、これを踏襲してまいりた、いというふうに考えております。したがしまして、平年収量という概念を用います以上、そこに災害の要素というものが若干織り込まれてくるということとは避けがたいわけでございますが、収穫共済の場合に、他の場合にも通常、平年収量というものを基準にして基準収穫量というものをきめる、こういう考え方を伝統的にとっておりますし、またそれがこの共済の趣旨から見て妥当であろうと、いうふうに判断いたしましたし、これによることにしておる考えでございます。

量を基準収量にする、こういうことですが、将来も、これは検討期間でありますから、試験実施の期間でありますから変わることは予想されますが、連作で連年災害が続いた場合というのは、災害がなかったらこうなるのだという想定は立つと思うのですけれども、三年も四年も続いたら、一体どうなるのですか。それは平年ということにならぬじゃないですか。

○堀川説明員　これは最近に災害が続いたとい
ましても、一年、二年をとるわけでもない
ので、極端な収量変動の年は除去をする。それ以
外のものを平均をいたしまして、それが――災害
が続いたということも織り込まれるかも存じませ
んが、それが通常その地域における大体平年にお
いて期待し得べき収量であるというふうに考えら
れるわけでございますから、これを採用するわけ
でございます。

○野坂委員 北海道の問題が畑作ですが、内地のほうはハウスなり温室、これが共済の対象なんです。これは一棟ごとに入ることになっておりません。この掛け金なんですけれども、先ほども話がありましたように、国の負担というのは、畑作の場合が三割で、ハウスの場合は一割ですね。こ

れば水稲と比べてどういふふうになっておるわけですか。高いのですか、低いのですか。そして低ければその理由を教えてください。

○堀川説明員 施設園芸共済につきましの掛け金についての交付金が一応一割ということを予定しておるわけでございますが、畑作共済に對しまして、これは三割と予定しておるわけでございまして、相當な格差もございまして、それから水稻等、現に農業災害補償法に基づいて実施しておりますものの掛け金の国庫負担というものと比べて低率であるということも事実でございますが、この点は、実はこの畑作の前に試験実施をいたしました果樹共済につきましの試験実施期間中の交付金が一割であるという前例が一つございまして、そういうことがございまして、施設園芸につきましましては、やや俗っぽく言えば、果樹と施設園芸というのはやや似たところがあるという要素に着目をいたしまして、したがいまして一割というところにならったわけでございます。

た。た 畑作共済につきましては、これは北海道農業の、畑作農業の特殊性、そういったようなもの、あるいはサトウキビについての特殊性、こういうことを考えまして、まあ一割という議論もありましたわけですが、これにつきまして三割にしようとする定をしておるのが現状でございます。

○野坂委員　施設園芸と果樹栽培とはどういうふうに似ておるのですか。私たちはよく似ておるとも、いうふうに理解ができないのです。それから水稻の場合は六割程度になっておると思うのですが、それが一割や三割ということになりますれば、畑作なりあるいはビニールハウス、温室等をやる農家というのはそう財政的に豊かでないというののは、あなたの大好きな農林統計表でも、非常に貯蓄率が低いということは御存じのとおりですね。それに対してあまりにも低過ぎるではないかというのが、三十九年以来検討された段階でも議論が出ておるはずであります。それについて、試験事業でこのような措置をする、あるいは北海道で調

査の期間是非常に道が出して農民負担というものを軽減をしておつた、これが実施をされることによって非常に高くなつてくる、こういうかつこうになつてくると思うのですね。それについては十分の配慮がしてないじゃないか。試験期間でありますから、農家の皆さんに負担が軽減できるような措置こそ必要ではなからうかと思うのですが、どうでしょう。

○堀川説明員 掛け金の負担につきましてできるだけ農家の負担を軽減をして、そうしてこの事業が円滑にいくということを私どもも考えないわけでもないですが、試験実施でございますから、したがいまして、他の要素もいろいろございますけれども、掛け金についての負担を国がどの程度するかということによって、試験実施としての一応の成果が得られるということも考慮したわけでございます。

なお、果樹と施設園芸の経営としての差というものはもちろんあるわけでございますが、いずれもこれは単位面積当たりの収益性かなり高いし、また労働時間当たりの収益性も高いというように、なことが似ている、そういう要素で似ているというふうに俗っぽく考えたわけでございます。

○野坂委員　あなたの考え方で果樹と施設園芸が似ておる、こういうことから、その案に近寄ってお話をしますと、果樹の試験実施が終わってことしから本格実施になって、五割園が見るといふことになったわけですね。だから、今度は施設園芸は果樹並みでやるということになると、五割実施に、検討が終わると、なるということですか。

○堀川説明員 実は果樹につきましては本年度から本格実施に移行するわけで、ことしから本格実施の引き受けが始まるわけでございますが、実は本年度におきましても、過去に引き受けたもののもの、実行が試験実施としてもまだ続いておりますわけでございまして、全く果樹の試験実施が終わったわけではございません。そういうような意味ではございません。果樹の試験実施における一割の交

付金というものも、現段階において完全に死に切っておるわけでもないで、そういうこととのバランスや、いろいろ考えまして、一割、三割という交付金率にしたいというふうに考えておるわけでございます。

○野坂委員 農林省は初めからこういうふうな折衝をしたのですか。大蔵省にはどういふふうな折衝をしたのです。まあ、果樹の実験期間は法的には三月三十一日で終わっておるわけですね。臨時措置法は効力が終わったわけですね。本格実施になるわけですね。だから、その本格実施になる果樹が、五割になつてきたというふうな姿から見ても、初めから十分に措置をして、畑作を五割とか、あるいは施設園芸を三割とか、そういうふうなことにすることのほうがやり方としては望ましいし、実態に合つておる。また、農民の共済加入を促進する。これは言うなれば任意加入ですからね。だから、そういうことだったら入らぬというふうなことがなれば、あなたの方の志と違ふし、この間も足立篤郎さんが強調しておられるわけですから、そういう点について進める意味で、他の作目というものを十分配慮してやるのが至当ではなからうか。順当ではなからうか。農林省は初めから大蔵省に遠慮して、こういうふうな国の負担を一割と三割、こういうことでやったのかどうか、あなたの真意を聞きたい。やる気があるのかないのか。

○堀川説明員 この畑作共済につきましての交付金の予算化の問題は、実は四十九年度以降の話になるわけでございます。もちろん予算要求の形で私どもこの法律を立案いたします段階で提出をいたしましたわけではございませんが、あわせてこの法律の方針の説明ということで、いかような負担を将来において予定するかということにつきまして大蔵省折衝をしたわけでございます。その際、もちろん先ほど申しましたように、農家の負担を軽減し、そしてこの実験事業の目的とする成果ができるだけ得られやすいようにという側面を十分考えたわけでございますが、いろいろ折衝をした最終の、一応現段階における決着の姿が一割、三割であるというふうに御了解をいただきたいと思います。

○野坂委員 大蔵省は金を持っておつて、いろいろ増額をするよりも削るほうが多いのですが、専門家としてはあなたのほうなんです。それから、もつと説得をしてもらわなければなりません。

それから、さっきお話があつたように、たとえど果樹は五割になつたけれども、いわゆる本格実施になつたけれどもまだ残つておるということですが、それならば一割ももうとすると五割園が負担するところとアンバランスになつてくると思ひますが、どういふふうにしてそれは調整するつもりですか。

○堀川説明員 果樹との関係につきましては、果樹は確かに本年から本格実施に入つておるわけでございます。本年から引き受けをするものについて五割ということになりました。これは本格実施のものも五割ということでございます。それで試験実施は一割で統一してきたということでございます。

○野坂委員 あなたは、ことしから私が本格実施になりますねと聞くと、果樹については三月三十一日で法律の失効になります。だから本格実施です。そして、よく似ておるけれども、果樹はこゝしは五割になるところもあるし、まだ試験実施も統一しておる。こゝしは五割という話で、いままでは一割であつたという話なんです。話が前後して違ふじゃないですか。間違つておつたら、前は間違つておつたと言つてくださ。

○堀川説明員 私がちよつとよけいな説明を申し上げたかも知れませんが、実は試験実施段階で、四十七年引き受けものは試験実施の期間において、法律関係は本年に引き継がれておるわけでございます。また試験実施としての共済責任期間が残つており、そういう仕事が続けられておるということも申し上げましたわけ、若干よけいなことを申し上げて混乱を生じましたのは非常に恐縮に存じます。

○野坂委員 いや、あなたのお話ではこういうことになるのですよ。三年間なら三年間試験実施で、こゝしは五割になる、去年その試験実施をやつたところはまだ試験実施の期間だ、こゝしは全部引き受けになるんだ、一割というのはないのだ、こゝしは五割に理解しておるのですが、それはどうなんですか。

○堀川説明員 新たに引き受けを開始するものについては、先生の言つたとおりでございます。

○野坂委員 私の言つたとおりですね。それでは、この施設園芸のハウスの場合、トマトとかキュウリとかあるのはナスとかコシホ、そういうものが対象になつておるわけですが、イチゴその他もありですが、これは内容物には適用しない、最高限〇・二五だ、こゝしはこゝしになつておりますが、農林統計の調査表等を見ても内容物のほうが、ビニールハウスよりも非常に高いものがある。それが〇・二五に押えられるという理由は何です。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)

○堀川説明員 この園芸施設共済を仕組みますについて、私も検討した過程で、内容農作物を独立して共済の対象にするかあるいは付帯的に施設と一体をなすものとして共済に付するとして、内容農作物は内容農作物としての共済金額を独自に定め、評価も独自にするというふうなことでやるかどうかという可能性についてずっと検討したわけでございますが、これは橋本参考人の意見にもございましたように、中で非常にいろいろなものがつくられる。たとえば一つの施設の中で多種類の作物がつくられるということ、また同じ種類の作物でございまして、一つの時期に、同じ種類のもの、生育段階の違ふものが同じ地域に幾つもあつて被害をこうむるというふうなことがあつて、あるいはまた、その損害評価

にこれはかわります。被害の起きた時点におきまして、同じ種類の作物でございしても、収穫の初期である、あるいは中期である、もうほとんど収穫が終わつた段階である、いろいろ複雑な様相があるわけでございます。こゝしは複雑な様相のある複雑なものを、一つの共済の独立した案としてまとめることは非常に困難であるという結論に達したので、確かに先生の言つたおっしゃるような、あるいは施設が相当耐用年数が経過をし、簡易な施設であつて、しかも中に高価な作物が、しかも収穫段階を迎へまして、それ自体を評価すればかなり高価になるという事態もあらうと思ひますが、そういう状況もあることを考えますと、やや不合理な感はあるわけでございますが、やはり施設本体ということに重きを置きまして、そしてそれに付帯的な内容農作物も見るといふことで〇・二五を共済認可金額として加えるという仕組みをとつたわけでございます。

○野坂委員 この共済は建物よりも農作物といふところに一番の問題があるわけですね。だから、施設園芸は建物に対しての共済である、この法案を読むと、こゝしはこゝしにそれがある。だから、建物よりも農作物なんだ、これが本法案の趣旨でなければならぬと思うのですが、それはどう思われますか。ただめんどろだからということにしか私には聞こえません。

○堀川説明員 これは確かにこゝしはこゝしに、施設を主体といたしまして、内容農作物については施設に付帯した取り扱いになつておるということとは、先生の御指摘のとおりだと思ひます。しかし、これは私も共済事業をいろいろ仕組む上におきまして、いろいろ検討した結果、単に、非常に複雑で手数がかかるとかめんどろだとかいふことだけでなしに、保険の設計としてとにかいふ形ではなかなか成り立ちにくい。個別に独立して対象にするとか評価をするとかいふようなことにはいたしません。あまり実行可能なプランといふものは立ちにくいといふことから、やむを得ず、内容農作物も今回のこのような形で、施設だけと

いうことでございますれば、これは任意共済でも取り上げ可能なわけでございますから、内容農作物もできる限り、とにかく取り入れられる限りにおいては取り入れて仕組んでみようじゃないかということ、このような姿にしたわけでございます。

○野坂委員 これは納得できません。言うなれば、たとえばこれは一棟ごとに入るわけですから、一アール十四万なら十四万かかる、しかし中身は三十万も四十万もする、こういうものがたくさんあります。それで風水害にあつて、それが倒れれば一割は負担をし、連合会があとは持ち、そして、国は五〇％以上のものを七割しか持たぬ、こういふことになつておるわけですね。そうすると中身というものはその〇・二五をかけたものでしかもらえない。非常に矛盾があると思うのです。あなたがおっしゃつたように不合理だと思ふのです。いわゆる副大臣である中尾政務次官は、畑作共済なり園芸施設共済では建物に重点を置かれた、中身は一律に〇・二五だというのは不合理だと思われませんか、中尾政務次官、どうでしょう。あなた、責任者ですからね。

○中尾政府委員 いろいろと討論のやりとりを聞いておりますと、これは私自身も少し勉強不足を感じますので、研究してみたい、こう思つております。

○野坂委員 まあ勉強はしてもらなければなりません、責任をもつて法案として出しておられるわけですから、政府案としてこれがそのまま採決されて——もつと研究をするというふうな段階に入るのです、あなたの御答弁なら。さらに継続として勉強するというかっこうになつてくると思うのですが、そのことは、まずいまのところは、そういうことではいかなるを得ません。

それから時間がありませんから、いま言いましたように、この間、島田議員が足切り問題で質問され、非常に問題になりましたが、これはいま私が言いましたように、国の負担というのは五〇％以上でなければ持たない、こういうことになつて

おります。まず単位の共済が一〇％見て、五〇％以上の被害であれば全部連合会が見ない、五〇％以上の異常災害であつた場合は国がその五〇％の中の七〇％を見よう、こういうことになつております。言うなれば、たとえば百万円の品物で八十万円の、八割の被害があつた。八割が対象ですから、そうすると一割の八万円を引いて七十二万になる。この七十二万の中の三十六万円は国が見る、連合会が見る。この八万円を加えて四十四万になるのですが、それを八十万から引いて、実質には二十五万二千円しか国は見ない。こういうかっこうになつておるわけですね、数字的に申し上げますと、計算をしてみたのです。そうすると、国の負担というのは非常に低い。連合会等はなかなか苦しくなつてくる。

そうすると、これは赤字といひますが、危険負担の点についていろいろ国が配慮して、掛け金のうち再保険で配慮をしていくことになるわけですから、連合会の赤字と黒字の関係が出てくると思ふのです。たとえばよく風の当たる高知県等はしょつちうだめになる、こういうことになつてきますと、あまり当たらないうところはたいしたことはないことになつて、連合会自体に於いて五〇％あるいは五〇％以上であつても赤字、黒字が出てくると思ひますが、その際には国はどのようにして措置をするわけですか。

○堀川説明員 先生の御指摘は、責任分担の割合について連合会段階について特に心配がないかというお尋ねであらうかと思ひますが、これは園芸施設共済が施設が重要な対象になつていゝうだけに、農作物共済などの場合に比へますと、連合会段階での、つまり県単位での危険分散がはるかにやりやすいという性格を持つておるわけでございます。またこの事業を進めますにつきまして、損害評価等につきましては組合等あるいは連合会という下部の、と申しますか、再保険特別会計につながつております団体の仕事を通してやられるわけでございますので、かような意味から、農業共済団体にも相当の責任を持つていただく

いうことがより適切である、かような考え方から、国の再保険における支払いの責任というものはむねごとに五割をこえる被害につきまして七割持つ、連合会はその三割とそれから組合等が他の残りの一割持ちます、かようなふうな仕組んでおるわけでございます。長期均衡という観点からいひますれば、これでまず問題はなからうかと思ひますが、一時的な支払い資金の不足、こういう場合につきましては、農業共済基金からの融資ということとつなぐというふうな考へております。

○野坂委員 時間がありませんからあとは簡単に申し上げますが、たとえば災害があつて共済の金をもらふ。大蔵省の税務担当官もおいででありませんが、これは税金の対象になつておるわけですね。少なくとも年金と同じように、災害があつてもらう分でありますから、これは税金は共済についてばかりからない、こういうような措置をぜひ大蔵省と折衝してもらひたい、こう思ふんですが、その考え方はどうでしょう。

○堀川説明員 税金のことでございますから慎重に検討いたしますが、収穫共済でありますために、共済掛け金のはうは経費として算入をされるということになります。身がわりといったしまして、支払いを受けた共済金は収入に入れるということ、一応両建てになつております関係から、検討いたしますが、なかなか困難な問題があるかと思ひます。

○野坂委員 最後に、田中総理も本会議等で答弁をしておるわけですが、豚なり鶏なりそういうものは自給率を八〇なり一〇〇なりそういうことに持つていくというお話でありましたが、この肉豚なり養鶏等についての共済は将来考へておるのか。それと、この試験実施はいつまでやって、本格実施にはいつごろ入るか、この畑作共済なり施設共済、これについて伺ひたいと思ひます。

○中尾政府委員 田中総理も少しくこの問題点については本会議等でも言及なさつた点でございますが、肉豚、鶏につきましては、過去数年間共済

制度化の調査検討を続けてまいつたわけでございますが、それぞれ防疫の普及によりまして特別の伝染病の発生が減少したこと等によりまして、共済需要が減少している傾向が見えるということ、また損害評価が技術的に困難であるということ等の問題がございます。直ちに制度化に踏み切れない事情にございまして、なお先生御指摘のとおり、この問題点は非常に重要でございますので、引き続き検討していきたいという考え方でございます。

○野坂委員 いままでのお話を承つておりますと、政務次官みずからまだ問題点がたくさんあるというふうな御指摘がありました。したがつて、この法案はさらに検討を進めていかなければならぬというふうにも考へておりますが、この問題と別に、きょうは内村農林経済局長がおいででありませんから審議官にお尋ねをしますが、おたたくのは、農協の金融機関あるいは農林中金なり全共連といひますが、共済組合連合会、こういうことについても指導監督をされておると思ひますが、その指導監督にあたつて、農民の金がそこに集中をしておるわけでありまして、農民のためになるような方向、ためにならざる方向というふうなものの使途については厳に監督指導しておられると思ひますが、そのとおりですか。

○堀川説明員 考え方としてはおっしゃるとおりでございます。

○野坂委員 あなたも知つておられると思ひますが、この間水産三法のとときにPCBなり水銀の問題でたくさん問題になりましたという会社にも資金は流れております。どうでしょう。

○堀川説明員 お話しのような会社に、過去において融資をしたという事実はございます。

○野坂委員 一つの会社にどの金融機関よりも、たとえば最高百二十四億一千万円デット株式会社に貸し付けられておる、これも知つておられると思うのです。

(山崎(平)委員長代理退席、委員長着席)

そういう点については、今日の社会情勢から見てどのようにお考えになり、今後どのように御指導になるのか。多くの農民はこの事態を十分見守っておられるのです。そういう点については誠に指導監督が必要ではなからうか、こう思うのですが、あなたのお考えを聞きたい。

○堀川説明員 これから先の考え方といえしは、農家から集まったお金を、かりそめにも農家の不利益に帰着するようなおそれのあるところにあるというような考え方では運用してならないのはもちろんでございますけれども、もっと積極的に農業それ自体のために活用されることを主体にしつつ、かつ残りの資金の活用についても慎重な態度で臨むということであるべきだと思うのです。

○野坂委員 私がいま数字をあげたことは間違いありませんか。

○堀川説明員 いまお話しした数字は、チッソに對しまする全共連並びに県共連からの貸し付け金の額で、大体において一致しております。

○野坂委員 それでは、この問題なりについてはあらためて、時間がありませんから、さらに検討を深めて議論をしていきたい、こういうふうに考えております。

それでは、先ほど申し上げておきましたように、湯山議員の関連がありますので……。

○佐々木委員長 関連して、湯山勇君。

○湯山委員 簡単に一点だけお尋ねしたいと思ひます。

それはいま参考人からも述べられました、農業共済というもの、従来の収量共済、それから昨年のミカンの暴落その他価格変動による農家の被害というものが非常に大きいことから、橋参考人も収量共済と価格変動に對する共済と二つの考え方があつた、橋参考人は、この際価格変動に對する共済というのは一緒に考えないことのほうに賛成のような御意見でございました。しかし、実際に現地で扱つておる長畑参考人は、今日段階では収量だけではなくて価格変動もぜひ対象にし

てもらいたい、これは単に今回提案になつてゐる畑作共済だけではなくて全共済、そういうふうにしてほしいという強い要請が述べられたことは、審議官もお聞きになつたことだと思ひます。

そこで、さつき野坂委員の質問でも明らかになりましたように、果樹共済の試験実施は一応終つて、四月から本格的な実施になつた。その果樹共済の試験実施期中に、愛媛県におきましては、果樹共済について収量、価格両方兼ねた共済制度をいろいろ研究して、そして県も費用を出して愛媛方式というものを実施することにいたしました。今日その段階に入つております。このことは農林省もよく御存じのことだと思ひますが、きょうの参考人の御意見あるいは要望等も考へてみま

すと、こういう制度も試験実施という段階では考へていつてもいいのではないかと。そういうことがあつてほんとうの試験実施というものが生かされてくるというふうにも考へるわけでございます。

そこで、お尋ねしたいのは、この試験実施の中へそういうものが新たに出来れば考慮の余地があるかどうか、畑作共済についてそういうことも考へてみられる余地があるかどうかということが一つ。

それから、この臨時措置法、これは果樹共済と同じように、どれかの段階で農業共済に吸収するの、あるいは独立して畑作共済として恒久立法に直すということを考へておられるのか、将来の処置のしかた、これが第二点です。

それから第三点は、いま愛媛県がやつておる果樹ですけれども、いまの価格を収量と両方兼ねた共済についてどのようにお考えになつておられるか。それはひとつ農林省でも取り上げて、何かの形で試験実施をしてみようというのか、あるいはひとつ検討してみようというのか、なおいふろ問題もあろうから研究してみようというのか、それについてのお考え、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

なお、これについてはひとつ政務次官からも、審議官の御答弁があつたあとで、一言御答弁をい

ただきたいと思ひます。

○堀川説明員 お答え申し上げますと、橋参考人の御意見にもございましたように、収穫保険に価格要素を取り込んでまいりますと、やはり所得の保障といひますか、所得の共済といひますか、あるいは経営の共済というふうになんだんと性格が變つていく性質のものではないかというふうな考へられるわけでございます。こういった問題につきましましては、価格だけ独立的にどう取り扱うかといふことはなかなかむづかしい問題でござい

ますので、私も委託研究で、経営の共済といひますか、そういうものの方についていろいろと研究してもらつておりますが、そういうものの一環としてなお今後は続けていきたいというふう

に思つておるわけでございます。

なお、北海道畑作につきましまして価格要素を直ちに取り入れるかどうかの問題につきましましては、私も、かなり価格の騰落の激しい作物もござい

ますから、そういったものについてどういう考へ方で対処するかいろいろ検討したわけでござい

ますが、たとえば豆について考へてみますと、これは保険技術上の立場から見てかなりむづかしい点がござい

ます。収穫した豆の全期間にわたつて販売が終了してみないと結果が出ないというやうなことであります。あるいはまた価格といふものは、一物一価と申しますか、全国的にその危険がいろいろまちまちに出まして、それを分散して共済をお互いにするというやうなことで、ある意味では、高いときには高く、低いときには低いという画一的な方向に動くという性格もござい

ます。そういう意味からいいますれば、むしろ他が時間的な差をどうやってならすかとい

うやうな、つまり価格安定的な仕組みといふものとの関係といふのが非常に問題になつてくるわけ

でござい

ます。そういうことからいろいろと検討

はしたのでござい

ますけれども、現段階において

価格を畑作共済について取り込むことは、まず非

常にむづかしいというふうな判断をしておりま

す。したがひまして、いまのような形における試

験実施がある程度の期間やりまして成果が出て、

本格実施に移るということであれば、果樹共済と

同様、農災法の一部に取り込んでやるといふこと

は可能であらうかと思ひますが、価格等を取り

込んで、あるいはまた経営共済というやうな新た

な形といふことになれば、それはそれとして、新

た全く別の観点に立つた立法が場合によれば必

要かといふふうな考へられます。

○湯山委員 愛媛方式については。

○堀川説明員 愛媛方式については私も聞き及

んでおるわけでございまして、それはそれなりに

一つの地域における努力だと評価いたしまする

けれども、先ほど申し上げましたやうな、価格が

全国的な危険分散といふことになかなかなじみに

くいという性格を本来的に持つておりますため

に、これを国の制度として取り込むといふことに

はなかなか直ちにむづかしい点があるというふう

に考へております。

○湯山委員 研究はされますか。

○堀川説明員 先ほど申し上げましたやうに、経

営の問題といふやうなことで、委託研究の中にそ

ういった問題も含め、そればかりといふことでは

なくて、検討をなお続けていきたいといふふう

に考へております。

○佐々木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。諫山博君。

○諫山委員 私は、きょうの質問のために沖繩に出かけてサトウキビのことを調べてまいりました。キビ畑も見えてきましたし、サトウキビを栽培している農民ともいろいろ話してきました。そして自民党政府の農業政策が沖繩にまで及んでいるというのを知って、深い憤りを感じて帰ってきたものであります。

ことし沖繩では、たくさんサトウキビがせっかく成長しているのに、収穫が放棄されているという事態が起こっています。現地の人たちは収穫放棄と称しているようですが、こういう事態が起こっているのを農林大臣は御存じでしょうか。

○櫻内国務大臣 一部に労働力不足のためにそういう事態が起きていることは承っております。

○諫山委員 サトウキビと申しますと、きょうの午前中の発言にもありましたように、沖繩の農産物の中では中心をなすものであります。沖繩の農民は、サトウキビのことを本土の米と同じものだと言っています。

そこで、サトウキビの一部分について収穫放棄がなされていることを農林大臣も御存じのようですが、昨年度のキビでどれだけの数量、どれだけの価格のものが収穫放棄されたのか、またそれは沖繩の全体のサトウキビの何割を占めているのか、御説明ください。

○伊藤(後)政府委員 私ども聞いておりますところでは、四十七年で四百二十二ヘクタールでございます。全体の収穫面積二万四千程度にしまして、約一・五割程度ではないかと思えます。

○諫山委員 サトウキビについて収穫放棄された理由を農林大臣は労働力不足ということばで説明されました。しかし、その実際の理由というのは、サトウキビの価格が安過ぎるからであります。私は沖繩に行つて二カ所で農民と座談会を持ちました。みんな口々にこう言っています。価格が七千円ではとても追いつかない、刈り取つて

も、刈り取る費用にもならないぐらいた、ばかばかしくて刈り取る気になれぬ、こういうことを農民は言っております。サトウキビの価格が引き合

うのであれば、収穫放棄というようないふことが起こるはずはないと思えます。私は価格が十分補償されてないことが、せっかくキビが成長したのに、それが収穫されない最大の原因だと思ふんですが、農林大臣、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 昨年の収穫の分につきましては、相当大幅な価格の引き上げあるいは運送費の会社持ち、いろいろ対策を講じてまいりました。ありますが、ただいまの価格の面で収穫放棄がある、こういう前提に立つて考えてみますならば、その後の労働費の急激の上昇、これが影響したものと申します。

○諫山委員 労働費の急激な上昇が影響して、結局昨年度のキビの価格は安過ぎる結果になったという御説明でしょうか、途中で説明が切れたようですが、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 昨年度価格を決定するときには、従来よりも思い切つて価格も引き上げ、また運送費を会社持ちにする等の施策を講じたのであります。収穫期における労働力不足、したがって雇用者に労働費を払わなければならないというやうな事態が、おっしゃるやうに、価格からの問題とするならば、そういう影響があったのではないかと、こういうことをお答えしているわけでありま

す。

○諫山委員 私が聞いていたのは、収穫放棄という異常な事態が起こつたけれども、その一番大きな原因は、価格が安過ぎたからではないかということ。御答弁ください。農林大臣にお答え願います。

○櫻内国務大臣 それは収穫期の労働費が高くつた影響があったと、そのとおりを申し上げておるのであります。

○諫山委員 いまの答弁では私は納得できません。労働者の賃金が高くなつたというのは、要するに、ことをかえれば、キビの収穫のための経

費が高つくやうになつた、こういうことでしょ。違いますか。

○櫻内国務大臣 私は正直にお答えを申し上げておるのであります。価格決定時におきましては、大幅に引き上げましたし、また輸送費を会社側が負担するやうな措置も講じた。しかしながら、収穫期において労働費の向上というものが影響したのではないか。

なぜかういふやうに申し上げるかといへば、全部放棄をしたということになれば、それはあなたのおっしゃるやうな方向のお答えになるかもしれせん。しかし、先ほど、一・五割強の地域がそういう影響を受けた、こういうことから私は正直にお答えを申し上げておるのであります。

○諫山委員 事務当局にお聞きします。昨年度、サトウキビ生産費がどのくらいかつたのか、調査してまいりましょうか。調査しているなら、説明してください。

○池田政府委員 生産費は、鹿児島と沖繩と分かれています。鹿児島は、鹿兒島のほうが七千三百二十六円、沖繩のほうが一萬四千四百五十五円、いずれも第二次生産費でございます。

○諫山委員 鹿児島県と沖繩県と分けて説明されましたが、昨年サトウキビの最低保証価格は生産費を上回っていましたか。下回っていましたか。

○池田政府委員 最低生産者価格が六千九百五十円でございます。ただいま申し上げましたやうに、生産費が七千三百二十六円でございますので、三百七十六円だけ生産費のほうが高いという事態が出ております。

○諫山委員 農林大臣にお聞きします。いまの数字がおわかりでしょうか。農林省の計算した生産費のほう、農林省がきめた最低生産者価格よりかはるかに高い。つまり、つくればつくほど赤字が出るやうな仕組みになつていくわけですか。この事実をお認めになりますか。農林大臣にお聞きしてあります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
数字の具体的な内容は事務当局に聞きました。

○櫻内国務大臣 いや、具体的な内容をいま申し上げます。額だけだつたのですから。

○池田政府委員 御承知のやうに、サトウキビの最低生産者価格は、パリティ価格を基準といたしまして、それにその生産費、物価その他の経済事情を参酌してきめるということでございます。したがって……〔諫山委員「私はそんなことは聞いておりませんから、やめさせてください」と呼ぶ〕したがって、この四十七年度の最低生産者価格が六千九百五十円で、ただいま御指摘の実生産費が七千三百二十六円、そのほうが高いという形にはなつておりますけれども、これはその時点で、四十七年の推定生産費を推定いたしました際に、収量のアップ分が見込まれましたために、生産費が低減するということを参酌の際に考慮いたしましたものでございまして。

○諫山委員 農林省の言ひわけはけっこうです。とにかく農林省のきめた生産者の最低価格よりか生産費のほうが高いというのは、これはどういふことですか。つくればつくほど損をする計算になります。あなたたちがどういふもつともらしい説明をつけたところで、生産すればするほど赤字が出るという事態を農林大臣はどう理解されますか。

○櫻内国務大臣 ただいま、したがって詳細の説明をさせたわけでございまして。

○諫山委員 この状態を正常だと思つておるか、それともやはりどこか狂つていふと思つておるのですか。

○櫻内国務大臣 これはいま御説明をさせましたやうに、根拠あつて数字が出ておるわけでござい

ます。しかし、その生産費が幾らかかつたかといふのは、今度は結果からおつちやつておることとございまして、そのところは、ただいまの御説明でどうしてそういう差ができたかということをお明白にいたしましたわけでありまして。

○諫山委員 私は日本の農政の責任者である櫻内農林大臣に、農民の手取りよりか生産費のほうが高いという現実を是認するのかと聞いていたので

す。お答えください。

○櫻内閣務大臣 これは重ねての御質問でございますが、ただいま申し上げたとおりに、結果的に見てそういう差ができたということをはっきり申し上げておるわけであります。

○藤山委員 生産者の価格をきめるときに予想しなかった事態だと言われるのですか、それとも予想していたんでしょうか。——私、大臣に聞きま

す。こまかい問題は事務局に聞きますから。
○櫻内閣務大臣 詳細は事務局からお答えをさせますが、先ほどから私がお答えしておる通り、収穫の結果出た数字と、この価格を予測する場合の数字との、そこに差がある、こういうことでございます。

○藤山委員 大臣は人ごとのように言われますが、サトウキビというのは、何回も言うように、沖縄県の農業の中心です。そして、いまの数字ではつきりしていることは、サトウキビをつくったのでは生活できないどころか、赤字が出るということがはつきりしました。こういう状態というのはいけない状態でしょう。これでいいと言われるのですか。

○櫻内閣務大臣 いいとか悪いとかは言っておりません。事実関係を私はお答えを申し上げておるのであります。したがって、もしここに問題があるということ——私は問題があると認識はいたしました。そのことは私も頭に置いております。そうすると、その次の政策を立てる段階において、あるいは価格をきめる段階においておのずから判断をすべきものであって、私が、前任者当時に計算されたものは計算されたように正直に申し上げることが、これが通常のお答えだと思ひます。

○藤山委員 私は農林大臣に事実を聞いただけではなくて、農政の責任者としての評価を聞いておるのです。これでいいのか、このままで農民はやっていけると思うのか、評価を聞いておるのです。いかがですか。

○櫻内閣務大臣 これはそういう事実を直面しておるのでありますから、私がこれからの施策

を考へる上におきましては、十分そのことを頭に置いておく必要があると思ひのであります。

そこで、申し上げておきますけれども、サトウキビ生産というものが沖縄県で重要である、こういうことから、サトウキビの対策としては、ただ単に価格対策だけではなくして、もろもろの施策が講ぜられておるというところは、藤山さんもせっかく沖縄へ行かれたのですから、それらのことは十分御認識いただいておりますのであります。ただ単に価格の面だけの問題ではない、その点を責任者としては考えていく必要があるわけでありま

す。
○藤山委員 いまの問題のすりかえです。ほかにいろいろ問題があることは知っています。しかし、価格の問題で安心できるようなならない限り、ほかの問題に手が伸びるはずがありません。そうすると、あなたは、ここの春、衆議院の予算委員会で瀬長亀次郎代議士からいろいろ質問されたときに、七千円の価格は安過ぎるようなことはないと言われておりましたが、いま考えてもその答弁は正しいと思われませんか。それとも、いまの時点から考えれば、七千円というのは安過ぎたということになりませんか。

○櫻内閣務大臣 私は藤山さんがおそれるそのことを言われると思うから事実関係を明らかに言っておるのであります。予算委員会当時にはそういうデータが出ておりませんで、六千九百五十円として計算されておるものであったのでござい

ます。それから、私としては先ほど来のお答えを繰り返しておるわけでございます。しかし、現在ものごとがはつきりして、当時農林大臣の考えとしてはそれは違ふのじゃないか、こう言われますが、それはその後この計数というものがはつきりしたこの段階で、数字がもう明らか

に示されておることから、私がここでとやかく言うべきことでなく、皆さんの御批判にまづよりいたしかたない、こういうことでござい

ます。
○藤山委員 そうすると、価格決定のときには間

違つてゐると思ひなかつたけれども、当時予想しない事態が生れてきたから、いま考えれば、この価格は安過ぎたということになるのですか。
○櫻内閣務大臣 その当時は当時の算定の基礎の上に立っておるから、それは安いとか高いとか

じゃないのです。そのときにちゃんとデータが出ておれば、それはまた別の問題でございするが、だから、そういうことじゃないと思ひます。結果から見ても、当時の価格が安いのかというお尋ねならば、それは比較論でございまして、その結果については私がとやかく言うものではない。しかし、当時の計算は計算で根拠があつてやつたことだということでは、先ほどからその計数的な御説明をさせておるわけでございま

す。
○藤山委員 さっきの数字の繰り返しになります。サトウキビを一トン生産するのに沖縄の場合には八千四百五十円、ところが農林省のきめた価格は六千九百五十円、これでサトウキビ農民がサトウキビだけで暮らしていかないと思ひますか、みんなどうしたと思ひますか。

○池田政府委員 ただいま御指摘の八千四百五十円、トン当たりの価格でございしますが、これはあの当時における琉球政府が行なつたものを三百六十円レートで換算をいたしましたものでござい

ます。現実にはそれが生産をされた時期別に考えますと、たとえばこれが沖縄の返還時点のドル換算は三百五十円でございますので、これで計算をいたしますと六千八百二十二円になります。それから、この時点におけるそれぞれの費目ごとの投下時期によりまして、その後フロートしたてておりますので、そのフロートによつて時期別の円換算に当てはめて一応計算をいたしますと約七千円

というふうになっております。

○藤山委員 サトウキビの値段というのともともと生産費を償うだけではないわけですね。生産費を償つて同時にまた農民の家族が生活できるような価格でないといふような事態が生じたわけ

です。しかし、それにしましては、砂糖の価格安定等に関する法律の第二十一条は、サトウキビの価格をきめる基準を規定してあります。そして一たんきめた価格を一年じゅうずっと最後まで貫かなければならないというのではなくて、「物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があるときは、改定することができ」という条文があります。農林大臣は価格をきめる当時に予想しなかつた事態が生じたからと言われておるようですが、この条件を適用してくれという要求は現地から出ませんでしたか。

○櫻内閣務大臣 その点につきましては、いま私の記憶には、当時沖縄の議員のどなたかということとはつきり記憶いたしません。が、いまお示しのような条文があるので改定できないかという、私に對しての御要請があつたことは記憶しております。しかし、正式には当時、たしか予算委員会ではその後困難であるということを事務局からお答えをしたように思ひますが、いま私に局長のほうから説明がございましたが、かつて詳細説明をさせます。

○池田政府委員 申し上げるまでもなく、最低生産者価格、これは鹿児島、沖縄県を通じて一本として定められておるわけでございます。御指摘のように、沖縄本島におきまして価格決定後、特に収穫時点において、去年の十一月以降物価、労賃が非常に上がつてきたということでございますが、サトウキビ生産コストの相当部分を占めております栽培管理の費用とかいうようなことで投下

済みの分もございします。しかも前年価格につきましては一応期間を区切つてパリティアップをしておるという、これは一つの方式でございすけれども、そういう形で見込んでおる部分もござい

らの全般を通じて経済事情に非常に大きな変動がある、そしてまたこのままでは生産を継続することが困難であるというふうな事態を一応想定しているものというふうに考えられますが、しかしながら、それらを勘案いたしまして私どももいたしましてはこれをその時点において改定をするとは、いづれにいたしましても、しかし、沖繩の物価上昇というのは特に最近に至って非常に大きくなっておりまして、したがって、特に問題の御指摘の点は収穫労働時期における物価の騰貴ということが非常に大きいじゃないかということをお御指摘になっておられるのだと思ひますし、そのことについては私どもも十分認識をいたしておりますので、したがって、これらの効果は、次年度の価格算定にあたって御指摘の事情等を十分反映させて検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

○諫山委員 私には沖繩の問題を中心に聞きました、鹿児島県のことを少し聞きます。鹿児島県の問題でも生産者の費用が七千三百二十六円だといふのです。これは明らかに最低生産者価格より高いでしょう。こういう場合にサトウキビ農民はどうして生きていけという方針を農林省はとっているのですか。

○池田政府委員 サトウキビの最低生産者価格は、申し上げるまでもなく、パリティ方式というものをとおるわけでございます。したがって、前年の最低生産者価格に同年の三月から九月までを分子といたしまして、分母に前年の三月から十一月までというところで計算をいたしておるわけでございますから、パリティの適用の限度といたしましてはほぼ一年分のパリティ変動は反映されておりますけれども、その時点の終わりよりあとに価格決定後物価が下落するあるいは高騰するといった変動がございまして、それは価格決定時点でも既知となつておる数値で安定させるというものがこの方式の一つの思想になつておるわけでございます。したがって、今回のような価格決定後に急激に変動するというふうな価格の場合には、

確かに論理的にも実際のにもいま御指摘になられたような欠点というものが出てくる方式であることは間違ひございません。しかしながら、すでに大半の収穫というものが終わつておりましてあとでございまして、一部についても組み込み済みであるというふうなこともございしますので、当然その後の値上がり分というものは、このパリティでは、次期の価格の中に反映していくということになつてまいりますので、この際最近の物価の動きというものを来期の価格の中では十分考慮していくということで対処したいと考えておる次第でございます。

○諫山委員 私が聞いたのはそんなことじゃないのです。農林省は何で生きていけと考へていたのかと聞いているのです。サトウキビをつくればつくるとは損するでしょう。生活費はそこからちろん出てこないでしょう。そういう場合に、農民はどうして生きていけばいいのですか。どうでしょう。

○池田政府委員 ただいま申し上げましたように、パリティ方式というものを採用して現在やっております。その方式の適用の限界というものがあつては事実でございます。しかし、つくつておりますほうの生産者側といたしましては、毎年ずつと続けてつづいていくわけでありまして、生産者価格決定後の変動というものはプラスにもマイナスにも、長い期間には出てくるわけでございます。したがって、それが非常に大きく飛び離れて全くパリティ価格でやつたことがあと直ちにやつていけなくなるという形になる場合は、むしろ先ほど申し上げましたような法律によつて改定をするという形が方法としては与えられておるわけでございますけれども、今回につきましては、先ほど申し上げましたような考え方で次年度のパリティ価格の算定にあつて十分考慮していきたいと考えておる次第でございます。

○諫山委員 いまのような答弁で農民は納得すると思ひますか。口ではいろいろ専門的なことを言われますよ。しかし、農民がどうして生きていけ

ばいいのかという質問には答えていないじゃないですか。そうすると、あなたの説明では、その間農民は借金していけということになるのですか。大臣、いかがですか。

○櫻内国務大臣 これは一般的に考えます場合に、他の作物の場合でも不作の場合があり、それが引き合わないという結果になる場合がありますね。これはお認めいただけると思うのです。したがって、今回の場合、干ばつ等の影響があつたと思うのでありますが、結果的にはサトウキビが合わなかつた、赤字になつた、こういうことでありますから、これがもし全体的に考慮できるものであれば、それは法律の上から考えられるが、そうでないという先ほどの事務当局の説明でございまして、これからの次年度のパリティ方式による価格決定の際に考慮すべきことではないかと思うのであります。

○諫山委員 私は価格の問題についてこんな押し問答をしようとは思ひませんでした。ただ、答弁が一方ではあまりに事務的だし、一方ではあまりにも農民に思いやりがありませんから、私は黙つておれなかつたのです。私は最初の価格決定が間違つていたと思ひます。同時にまた、その後の経済事情の変化があつておるわけですから、最初の価格決定の間違ひというものはますます拡大してきまして、このことを農林省当局は率直に認めて、やはりあれは間違つていたのだ、何らかの是正措置をとるべきだつたという立場から、価格の是正、改定という手続をとるのが当然ではなからうかと思ひます。ところが、いまの説明を聞いておきますと、農民に対して気の毒だという反省はないようです。また、次年度にはという言い方がありますけれども、しかし、いままです苦しんでいるを生きてきた農民に対する思いやりがあるだろうかということ、ほんとうに憤りを

持つて私は受け取りました。ところで、農林省は沖繩のサトウキビというものはつぶすつもりですか、さらに発展させるつもりですか。

○櫻内国務大臣 これはしばしばお答え申し上げておる通りに、沖繩の基幹作物であるということとは言うまでもないのであります。サトウキビの生産増強の上に、あるいは省力化のための機械導入の上に、各種の施策を講じておること、これは御承知であらうと思ひます。

○諫山委員 ここの農業白書の中に沖繩のサトウキビの問題が出てきます。そしていま農林大臣が言われたようなことがそこに並べられているのです。しかし、たとえ基盤整備だとかあるいは合理化というように言つてみたところで、肝心の価格が補償されていなかったら農民はさういうものに乗つてこないと思ひます。農林省はさう沖繩のサトウキビを見捨てたのだといつての農民が理解していません。そういう中で幾ら基盤整備をしろといつてみたところで、機械を導入しろといつてみたところで、とても農民は乗つてこないと思ひます。私も沖繩がいま大臣が言われたような問題が必要ない状況になつておることは認めます。しかし、そういう問題を解決する前提として、引き合うサトウキビという価格が確立しなければすべては成功しません。この点、いかがお考えですか。

○櫻内国務大臣 諫山委員のさういふ御質問の中心は、価格について非常に問題とされておるのではありませんが、従来沖繩のサトウキビの価格問題については、今回のような問題は起こしておられないのであります。また四十八年に講じようとしておる、ただいま御批判を蒙つて御指摘になつておる、ただいま土地基盤整備事業費は、前年度を大幅に上回る十二億円が計上されておるのでございまして、また、その他の施策の上におきましても、七千六百二十九万円の各種の施策を講ずる予算を計上しておるわけでございます。

また、価格につきましては、昨年におけるの価格計算の時点においては、そのときのデータをとつて、それが結果的にはさう御批判のようなことになつておるが、ここの価格決定につきましては、最も近いデータをとつてパリティ

価格算定方式は、考慮していないということになりますか。

○池田政府委員 ただいまの実態から考えて、生産費・所得補償方式をサトウキビに直ちに当てはめることについては、なお問題があるかと考えております。先ほど大臣からも申し上げましたように、しかしながら、沖縄と申しまして、たとえば本島と離島の間には生産基盤の差も非常にあるわけでございます。したがって、臨時補償費と振興費といったような形で、砂糖全体の消費までつながら価格安定の仕組みというものをこわさない範囲で、しかも農民からサトウキビを高く買い取る形の臨時補償の補助ということで、弾力的に対処してまいりたいと考えておる次第でございます。

○諫山委員 大臣にお聞きします。
前年度のサトウキビの最低生産者価格が非常に低くて、現実には生産費さえ償えなかったということが明らかになりました。そして、この問題が正常な状態でなくて、何らかの正を要する状態だということとは、農林大臣もお認めになったと思えます。そして、その正は次のサトウキビの価格をきめるときに考慮するのだというふうに私は理解したいのですが、そう聞いていいですか。

○櫻内国務大臣 現在のパリティ方式の計算によりまして、沖縄における御指摘のような実勢というものは当然反映していくと思えます。
○諫山委員 価格のきめ方がいろいろ論議されているわけですが、どういう方法できめようとも、サトウキビの価格は、第一にサトウキビの生産費を償う、さらにサトウキビを栽培している農民が生活できるような水準の価格、これが要件になると思えますが、この点は、大臣、いかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 これは御説明するまでもないと思うのですが、一応サトウキビ農家の経営規模というものが問題になると思うのです。私の記憶では五反が基準ではないかと思いますが、それよりも小さい面積でサトウキビをやられるという場合は、必ずしもおっしゃるようにはいかない場合が出てくると思えます。
○諫山委員 そうすると、サトウキビの価格というものはどんなことがあっても生産費を割るようなことがあってはいけない。これはお認めになりますか。これはもちろん平均的な生産費のことを言っています。
○櫻内国務大臣 このパリティで計算をするときに、平均農家にありましてはおっしゃるようになりますと思えます。
○諫山委員 さらに、サトウキビの価格というのは、生産費を償うだけではなくて、平均的な農家の生活を維持できるような価格でなければならぬという点はお認めになりますか。
〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
○櫻内国務大臣 生活維持というのが非常に幅が広がりますから、現在どういうふうなデータをとっておるか、事務局からお答えさせていただきます。
○諫山委員 だから、私は平均的なということばを使いました。非常にせいたくできるような生活とは違ってありません。サトウキビの価格というのは、本土における米の価格に匹敵するものから、やはり生産費を償う、同時にまた農家の平均的な生活は維持できるようなものでなければならぬというのが最低限の要求だと思えますが、違いますか。
○櫻内国務大臣 やはりこれは専門的に事務局が答えるほうがいいと思うのですが、平均的といっても、諫山委員の御質問からいって、稲作農家の場合を頭に置いておられるのか、あるいはどういう場合を頭に置いておられるのか、日本全国の平均でお聞きになっているのか、沖縄の場合で言っているのか、なかなかそこはとりよるによってお答えしにくくなりますので、現にとられておるやり方について説明をさせていただきます。
○池田政府委員 たびたびの引用で恐縮ですが、パリティ価格という方式をとっておりますので、一応そのパリティ価格の基準とされる、総合パリティ価格の中に含まれておる農家の生計費あるいは参考とされるころの生産費、その中に一応含まれている諸コストからはね返られる通常の生計費、労賃その他、そういったものは当然の中で考えられるということでございます。
○諫山委員 沖縄県も、あるいは鹿児島県の南西諸島も、台風が非常に激しいところですから、干ばつもしばしば起こっています。ですから、現地の人たちの話を聞きますと、やはり何らかの共済制度はほしいと言っています。しかし、私は、ほんとうに沖縄や南西諸島のサトウキビ栽培が發展するために、その前に解決すべき問題がある。それはサトウキビの価格だと思えます。もちろんそのほかにも基盤整備とか合理化とか、たとえば農業白書がいつているような問題も残っています。しかし、こういう問題を前向きに処理していくために、サトウキビの価格が保障されているということが大前提になるわけです。ところが、実際は、沖縄が昨年祖国に復帰した、そしてサトウキビ農民の生活は楽になるのじゃなくて、ますます窮乏化した、収穫放棄さえ出たというような事態が起こっております。沖縄の祖国復帰によってサトウキビ経営がますます苦しくなるというように、これはたいへんな問題だと思えます。私が幾らか感情的なくらいこの問題を執拗に質問したのは、そういう観点があったからです。

合は、必ずしもおっしゃるようにはいかない場合が出てくると思えます。

○諫山委員 そうすると、サトウキビの価格というものはどんなことがあっても生産費を割るようなことがあってはいけない。これはお認めになりますか。これはもちろん平均的な生産費のことを言っています。

○櫻内国務大臣 このパリティで計算をするときに、平均農家にありましてはおっしゃるようになりますと思えます。

○諫山委員 さらに、サトウキビの価格というのは、生産費を償うだけではなくて、平均的な農家の生活を維持できるような価格でなければならぬという点はお認めになりますか。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

○櫻内国務大臣 生活維持というのが非常に幅が広がりますから、現在どういうふうなデータをとっておるか、事務局からお答えさせていただきます。

○諫山委員 だから、私は平均的なということばを使いました。非常にせいたくできるような生活とは違ってありません。サトウキビの価格というのは、本土における米の価格に匹敵するものから、やはり生産費を償う、同時にまた農家の平均的な生活は維持できるようなものでなければならぬというのが最低限の要求だと思えますが、違いますか。

○櫻内国務大臣 やはりこれは専門的に事務局が答えるほうがいいと思うのですが、平均的といっても、諫山委員の御質問からいって、稲作農家の場合を頭に置いておられるのか、あるいはどういう場合を頭に置いておられるのか、日本全国の平均でお聞きになっているのか、沖縄の場合で言っているのか、なかなかそこはとりよるによってお答えしにくくなりますので、現にとられておるやり方について説明をさせていただきます。

ティ価格の中に含まれておる農家の生計費あるいは参考とされるころの生産費、その中に一応含まれている諸コストからはね返られる通常の生計費、労賃その他、そういったものは当然の中で考えられるということでございます。

○諫山委員 沖縄県も、あるいは鹿児島県の南西諸島も、台風が非常に激しいところですから、干ばつもしばしば起こっています。ですから、現地の人たちの話を聞きますと、やはり何らかの共済制度はほしいと言っています。しかし、私は、ほんとうに沖縄や南西諸島のサトウキビ栽培が發展するために、その前に解決すべき問題がある。それはサトウキビの価格だと思えます。もちろんそのほかにも基盤整備とか合理化とか、たとえば農業白書がいつているような問題も残っています。しかし、こういう問題を前向きに処理していくために、サトウキビの価格が保障されているということが大前提になるわけです。ところが、実際は、沖縄が昨年祖国に復帰した、そしてサトウキビ農民の生活は楽になるのじゃなくて、ますます窮乏化した、収穫放棄さえ出たというような事態が起こっております。沖縄の祖国復帰によってサトウキビ経営がますます苦しくなるというように、これはたいへんな問題だと思えます。私が幾らか感情的なくらいこの問題を執拗に質問したのは、そういう観点があったからです。

私、農林大臣に最後にお聞きしたいと思えます。共済制度をつくり上げるために、また沖縄の農業をほんとうに発展させるために、やはりサトウキビの価格を確立する。そして安心して合理化がやれるようになるし、安心して共済制度の適用を受けられるというふうな状態をつくってやらないとだめだと思えます。祖国復帰後非常に深刻な事態がサトウキビ農民に生じてきているという事実を認識しながら、これから行なわれるサトウキビの価格の決定などについてどういう方針を持っておられるのか、御説明願いたいと思えます。

○櫻内国務大臣 諫山委員のきょうのサトウキビ

についての御質問については、私は現実を踏まえておっしゃっていることはよくわかるのであります。ただ、私の立場上、現にお答えのしようによつては、具体的な措置を講じなければならぬというふうなことになる、それがまたできないというふうなことに相なりますれば、これは不本意でございますので、私としてはすべて正直に受けとめて、正直にお答えをしておるわけでございまして、今後のサトウキビ対策として価格の問題については十分配慮するようにということについては、これも先ほどからの答えの中で申し上げておるように、現在の実情というものを反映させてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○諫山委員 繰り返になりますが、ことしの春ごろのサトウキビ農民の状況が非常にきびしいということは御理解いただけたと思えます。そして一たんきめたサトウキビ価格だから、なかなか年度内には改められなかったという事情も説明されました。だとすれば、当然次のサトウキビ価格でこういう問題は十分考慮するということお答えが出てしかるべきだと思えますが、どうでしょう。

○櫻内国務大臣 これはいま申し上げたと思うのです。そういうもろもろの指標、データというのは計算の上に当然反映をしてくる、こういうふうに見ております。
○諫山委員 終わります。
○佐々木委員長 次回は明二十七日、水曜日、午前十時委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後四時五十四分散会